

～～ 6月21日 (第7日目) ～～

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	天久	森太	2番	比嘉	荒	亮	3番	天	久	盛	雄
4番	安次	富盛	5番	石	川	大	6番	仲	村	泰	果
7番	稻	嶺	8番	石	田	正	9番	安	里	安	晴
10番	又	吉	11番	石	川	繁	12番	大	川	一	界
13番	伊	佐	14番	仲	村	永	15番	大	富	城	昌
16番	富	里	17番	伊	佐	壽	18番	中	城	里	勝
19番	武	島	20番	仲	村	盛	21番	吉	波	里	次

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	審	助	兼	具	真	夏	入	夏	仲	泰
筆	沢	安	務	務	松	正	財	政	財	当	山
建	島	昌	水	道	國	奥	里	管	管	管	管
設	俊	泉	道	課	若	里	管	管	管	管	管
課			課								

8. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照島 稔 伊佐正義

8. 議時日程は次の通りである。

日程第1 ～ 一 一般質問

9. 会議の顔末

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条によつて、議会は成立しております。只今より第7日目の会議を開きます。(午前10時11分)

議 長～前日に引き続き一般質問に入ります。先ず最初に7番の稻嶺議員からお願い致します。

7 番～行政区の末端行政の強化推進について、具体的に説明してもらいます。

～～ 6月21日 (第7日目) ～～

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	4番	7番	10番	13番	16番	19番	2番	5番	8番	11番	14番	17番	20番	3番	6番	9番	12番	15番	18番	21番
	天久	安次	稻嶺	又吉	伊佐	宮垣	武島	豪太郎	盛信	正康	正弘	真得	行男	比石	嘉川	定真	亮大	天仲	久村	盛春	雄果
	久富	次富	嶺正	吉正	佐真	垣真	島行	太郎	信康	康弘	弘得	得男	男	石川	川田	其共	大正	安里	川里	春安	明昇
	久富	次富	嶺正	吉正	佐真	垣真	島行	太郎	信康	康弘	弘得	得男	男	石川	川田	其共	大正	安里	川里	春安	明昇
	久富	次富	嶺正	吉正	佐真	垣真	島行	太郎	信康	康弘	弘得	得男	男	石川	川田	其共	大正	安里	川里	春安	明昇

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	春勝	助	彼	呉	真	取	役	仲	春
経済課長	沢し	安一	総務課長	松川	正義	財政課長	当山	善喜		
建設課長	島袋	昌兼	水道課長	國吉	奥里	将俊				

8. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照尾毅 伊佐正義

8. 議時日程は次の通りである。

日程第1 ～ 一般質問

9. 会議の顛末

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条によつて、議会は成立しております。只今より第7日目の会議を開きます。(午前10時11分)

議長～前日に引き続き一般質問に入ります。先ず最初に7番の稻嶺議員からお願い致します。

7番～行政区の末端行政の強化推進について、具体的に説明してもらいます。

市長～末端行政の今度の再編成については、該会の答申を載いてこの7月から実施する予定になつておりますが、この定例議会が済むと直ぐ部落に出かけて、その趣旨をよく部落員に伝えて、了解してもらつて、その部落末端の自治活動がスムーズに行なわれる様に、そしてその各部落の自治活動を通じて施政が滞りなく執行される様に努力して行きたいと思つております。

7 番～どう云うふうに強化される訳ですか。

議長～暫休憩致します。(午前10時13分)

議長～再開致します。(午前10時14分)

市長～強化と云うのは、充実させると云う意味であるが、弱くならないでしつかり活動してもらふようにすると云う意味であります。

7 番～従来から見ました場合に、この末端行政は非常に強化推進していましたが、大体の部落はそうだと思いますが、給料が安く、又各部落でその給料を相当額負担して、その外に又班長に一方ならぬ協力を得て末端行政を遂行していますが、こう云う給料についてはどうお考えおられますか。

市長～給料は、今までよりもよりは奥くはなつても悪くはないと思います。もち論その部落が前に基本給とそれから人口割がありますが、人口の減る所は少なくなりますけれども、同じ人口の所であれば奥くなると思います。

7 番～市の末端行政ですが、各部落員に負担させて行くと思ひますが、どうですか。

市長～それは部落の自治会長として働いて戴くのであるから負担して当然だと思います。

9 番～私もその問題で関連すると思ひますので質問いたします。先程稲嶺さんもおつしやいましたんですが、区画の問題において議会で答申した通りやられるのでありますか、又それにまつた案をございませうか。

市長～議会から答申されてから更に部落によつては、陳情まで出てきておりますので、その点はその調方の意向もよく聞いて調整して実施したいと思つております。

9 番～そうすると、その場合の案はまだ出来ておらん訳ですか。

市長～調整した案ですか。まだ出来ておりません。

市長～末端行政の今度の再編成については、議会の答申を頼いてこの7月から実施する予定になつておりますが、この定例議会が済むと直ぐ部落に出かけて、その趣旨をよく部落民に伝えて、了解してもらつて、その部落末端の自治活動がスムーズに行なわれる様に、そしてその各部落の自治活動を通じて施政が滞りなく執行される様に努力して行きたいと思つております。

7 番～どう云うふうに^{強化}執行される訳ですか。

議長～暫休憩致します。(午前10時13分)

議長～再開致します。(午前10時14分)

市長～強化と云うのは、充実させると云う意味であるが、弱くならないでしつかり活動してもらふようにすると云う意味であります。

7 番～従来から見ました場合に、この末端行政は非常に強化推進していましたが、大体の部落はそうだと思いますが、給料が安く、又各部落でその給料を相当額負担して、その外に又班長に一方ならぬ協力を得て末端行政を遂行していますが、こう云う給料についてはどうお考えおられますか。

市長～給料は、今までよりもよりは良くなるつもりでも悪くはないと思います。もち論その部落が前に基本給とそれから人口割がありますが、人口の減る所は少なくなりますけれども、同じ人口の所であれば良くなると思います。

7 番～市の末端行政ですが、各部落民に負担させて行くと思ひますが、どうですか。

市長～それは部落の自治会長として働いて載るのであるから負担して当然だと思います。

9 番～私もその問題で関連すると思ひますので質問いたします。先程稲嶺さんもおつしやいましたんですが、区画の問題において議会にて答申した通りやられるのでありますか、又それにまつた案ございますか。

市長～議会から答申されてから更に部落によつては、陳情まで出てきておりますので、その点はその両方の意向もよく聞いて調査整して実施したいと思つております。

9 番～そうすると、その場合の案はまだ出来ておらん訳ですか。

市長～調整した案ですか、まだ出来ておりません。

9 番～それから新区画になつた場合の具体的にこうこう対策と云うのはまだ出来ておりませんか。

市長～方法は、これからその部落に行つて今までと變つた点、それからなせそう云うふうにかえなければいかんか、今まで不便な所を改善する為にかう云うふうをやつておるんだと云うことを良く納得してもらつて、今後は今度新しく区画された区域の住民で自治会を盛り立てておるので、施政の執行についても、今まで以上に協力して働く様に、こう指導発言して行きたいと云う思つております。

議長～18番議員の出席を報告致します。

7 番～2番員控除録入について御説明願います。

市長～この件産業課長の方から計画について説明させていただきます。

産業課長～これは、まだ入荷はしておりませんが、奥編はしてありますが、現在まだ入荷していません。4区に分けて入りますので、今1区目が配布されまして、2区目が今秋入署に入っております。それでこの区が2区目に1頭は多分来ると予想しております。当方としては雄の中部地区で順番をくじを引いて決めておまして、この場合、雄の1番目、メスが2番目と4番目になりましておるので、その順序で配布されますので2区目と3区目に当りには配布になるものと考へております。それから計画につきましては、これを委託、シ書させたいと云うふうに市は方針を立てまして、それを委託奥編書の案を作りまして、区長会それから各部落のちく産組合長が集つて議決をしまして、市が作った所の委託奥編案を説明しまして、そしてそれでいいかどうか一応お諮りしました所、その案に皆賛成されましてその案に基づきまして、その案希望者をですか。各部落からちく産組合長並びに区長が選定をして、メスの希望者一人、雄の希望者一人を推薦していただく様にお願ひしました所、雄の方が3名、それからメスの方が8名、計11名の希望者が推薦されて来た訳であります。その11名の方から3名の委託者を選定しなかりやいかない訳であります。その場合には一応シ書の履歴は我々が充分調べた訳でありますので、特に施設面、こう云う面を主管の係とそれから主管のユウ臣が回りまして一応全部調査をしました。そしてその中から一応適格者と思われる人々をしぼつてきてまして、そして選定に当つた訳であります。それでその選定の場合にまず一応雄の方から選定をしましたが、雄の場合3名の希望者でありましたので、条件上2人の方がいいと云うことになりまして、2人の内はどうしてもどつちがいいと云うことを決めかねまして、今度は2人くじを引いて決めました。その人は野萬の比嘉盛範さんが、雄を決つております。メスの方もそう云うふうにしぼつて来まして3名になつた訳であります。3名の内1人は野萬の人が入つておりましたので、同じ部

9 番～それから新区劃になつた場合の具体的にこうこう対策と云うのはまだ出来ておりませんか。

市長～方法は、これからその部落に行つて今までと要つた点、それからなせそう云うふうにかえなければいかんか、今までで不便な所を改滿する為にこう云うふうにやつておるんだと云うことを良く納得してもらつて、今後は今度新しく区劃された区域の住民で自治会を盛り立てておるので、施政の執行についても、今まで以上に協力して働く様に、こう指導助言して行きたいと云う思つております。

議長～18番議員の出席を報告致します。

7 番～2番目~~校~~購入について御説明願います。

市長～この件産業課長の方から計画について説明させていただきます。

産業課長～これは、まだ入荷はしておりません。契約はしておりますが、現在まだ入荷しておりません。4圓に分けて入りますので、今1圓目が配布されて、2圓目が今検査署に入っております。それでここに2圓目に1頭は多分来ると予想しております。当方としては中部地区で順番をくじを引いて決めておりました。その場合、雄が13番目、~~が~~32番目と40番目になつておりますので、その順序で配布されますので2圓目と3圓目当りには配布になるものと考へております。それから計画につきましても、これを委託、シ青させたいと云うふうに市は方針を立てまして、それを委託契約書の案~~案~~を作りまして、区長会それから各部落のちく産組合長が集つて載きまして、市が作つた所委託契約案を説明致しまして、そしてそれでいいかどうか一応お語りしました所、その案に皆賛成されましてその案に基づきまして、その案希望者をですか。各部落からちく産組合長並びに区長が選定をして、メスの希望者一人、雄の希望者一人を推薦していただく様にお願ひしました所、雄の方が3名、それからメスの方が8名、計11名の希望者が推薦されて来た訳であります。その11名の方から3名の委託者を選定しなけりやいかない訳であります。その場合には一応シ青者の経歴は我々が充分知つておりますので、特に施設面、こう云う面を主管の係とそれから主管シヨウ医が圍りまして一応全部調査をしました。そしてその中から一必応適格者と思われの人々をしぼつてきまして、そして選定に當つた訳であります。それでその選定の場合にまず一応雄の方から選定をしましたが、雄の場合3名の希望者でありましたので、条件上2人の方がいいと云うことになりまして、2人の内はどうしてもどつちがいいと云うことを決めかねまして、今度は2人くじを引いて決めました。その人は野嵩の比嘉盛範さんが、雄を決まっております。メスの方もそう云うふうにしぼつて来まして3名になつた訳であります。3名の内1人は野嵩の人が入つておりましたので、同じ部

落民にこれをやると云うことは、困ると思ひまして、野嵩の人は、それから除きまして、後2人になりましたので、メスの方はこの2人にし置きせる様になつております。一人真志喜の宮城真助、それから一人は志真志の墨瀬比盛増と云うふうに決つております。擬議づくにつきまして以上であります。

10番～今先の課長さんの答弁の中にまだ購入してないと云うことでしたがまだ購入されておられませんか。

産業課長～まだ入つておりません。

10番～いわゆるこの予算通過後まだ順番が回つて来ないと云う訳ですか。宜野湾市においては、

産業課長～まだ入荷する、いわゆる順番が決つていますから、その順番がこない訳です。現在は、

7番～普天間中学校を設置したために従来あつた道路が中断されてしまつて付近の集員が非常に困つて居りますが、それにつきまして、それに代るべき道路を作ると云うことではありますけれどもそれに代る道路の施設のための予算が計上されて居りませんが御説明願います。

市長～普天間の中学校の敷地を教育委員会で購入する場合にその敷地の中に農道があるが、これは学校の中をそのまま通しては困るので、敷地の中からも回りの方を通るようにして買けていふ話してあれをあとここに場所を決めて購入してあります。その道路はアスファルト道路ではなしに、石粉しいたり、このいわゆるあぶ道ですか、それがあつたんであります。結局、学校の回りを通れば、向うの様に歩くことは充分出来る訳であります。しかし、今目ではあの一帯に農耕地もないので、これから後、もしそこに道を施設するとなれば、いわゆる街、都市計画の道路として作るのが最も~~も~~当てないかとこう思われるのであります。もし喜友名の部落が、この回りの農道が是非要るとなれば、それはブルでしいで人の通れる様に作れると思ふんですが、最も困つて来るのは、その両先が、彼らとこの1つになりませんか、その辺が問題だと思ふんですが、それでこの点は教育委員としては、敷地の他の方から道路の分は取らしていいと云つていますが、果たして、その道路がほんとうに利便出来る様な道路になるかどうかと云うのが、ちよつと問題じゃないかと思ふんです。尚又、その先をどこに出すかと云うことですか、どう云う点はよく喜友名とも話し合つて、これから新設する道路については検討する必要があるんじゃないかと思つております。今すぐ市としてこれの施策をすると云うことだ、まだ着工することを請負つて居ることは職員からまだ聞いておりません。

落民にこれをやると云うことは、困ると思ひまして、野満の人は、それから除きまして、後2人になりましたので、メスの方はこの2人にしやさせる様になつております。一人真志喜の宮城真助、それから一人は志真志の藤原比盛増と云うふうに決つております。混濁ゾグにつきまして以上であります。

10番～今先の課長さんの答弁の中にまだ購入してないと云うことでしたがまだ購入されておられませんか。

産業課長～まだ入つておりません。

10番～いわゆるこの予算通過後まだ順番が回つて来ないと云う訳ですか。一宮野市においては、

産業課長～まだ入荷する、いわゆる順番が決つていますから、その順番がこない訳です。現在は、

7番～普天間中學校を設置したために従来あつた道路が中断されて付近の農民が非常に困つて居りますが、それにつきまして、それに代るべき道路を作ると云うことではありますけれどもそれに代る道路の施設のための予算が計上されて居りませんが御説明願います。

市長～普天間の中學校の敷地を教育委員会で購入する場合にその敷地の中に農道があるが、これは中學校の中をそのまま通しては困るので、敷地の中から回りの方を通るようにして開けていふ話してあれをあそこを場所を決めて購入してあります。その道路はアスファルト道路ではなしに、石粉^シいたり、このいわゆるあぶし道ですか、それがあつたんでありますが結局、中學校の回りを通れば、向うの様に歩くことは充分出来る訳であります。しかし、今日ではあの一帯に農耕地もないので、これから後、もしそこに道路を施設するとなれば、いわゆる街、都市計画の道路として作るのが最も^シ当りなところと思われるのであります。もし喜友名の部落が、この回りの農道が是非要となれば、それはブルでしいて人の通れる様に作れると思ふんですが、最も困つて来るのは、その両先が、彼ら間と1つになりませんか、その辺が問題だと思ふんですが、それでこの点は教育委員としては、敷地の他の方から道路の分は取らしていいと云つていますが、果たして、その道路がほんとは利便出来る様な道路になるかどうかと云うのが、ちよつと問題じやないかと思ふんです。尚又、その先をどこに出すかと云うことですか、どう云う点がよく喜友名とも話し合つて、これから新設する道路について検討する必要があるんじゃないかと思つております。今すぐ市としてこれの施築をするか云うことだ、まだ着工することを講じていることは職員からまだ聞いておりません。

落民にこれをやると云うことは、困ると思ひまして、野嵩の人は、それから除きまして、後2人になりましたので、メスの方はこの2人にし言させる様になつております。一人真志喜の宮城真助、それから一人は志真志の屋敷比盛増と云うふうに決つております。経過は以上でつきます以上であります。

10番～今先の課長さんの答弁の中にまだ購入してないと云うことでしたがまだ購入されておられませんか。

産業課長～まだ入つておりません。

10番～いわゆるこの予算通過後まだ順番が回つて来ないと云う訳ですか。宜野湾市においては、

産業課長～まだ入荷する、いわゆる順番が決つていますから、その順番がこない訳です。現在は、

7番～普天間中学校を設置したために従来あつた道路が中断されて付近の住民が非常に困つて居りますが、それにつきます、それに代るべき道路を作ると云うことでありますがそれに代る道路の施設のための予算が計上されて居りませんが御説明願います。

市長～普天間の中学校の敷地を教育委員会で購入する場合にその敷地の中に農道があるが、これは学校の中をそのまま通しては困るので、敷地の中から回りの方を通るようにして開けていいと云う話してあれをあそこに場所を決めて購入してあります。その道路はアスファルト道路ではなしに、石粉しいたり、このいわゆるあぶし道ですか、それがあつたんでありますが結局、学校の回りを通れば、向うの様に行くことは充分出来る訳であります。しかし、今日ではあの一帯に農耕地もないので、これから後、もしそこに道路を施設するとすれば、いわゆる街、都市計画の道路として作るのが最も当てないかとこう思われるのであります。もし喜友名の部落が、この回りの農道が是非要となれば、それはブルでしいて人の通れる様に作れると思ふんですが、最も困つて来るのは、その両先が、校間と1つになりませんか、その辺が問題だと思ふんですが、それでこの点は教育委員としては、敷地の他の方から道路の分は取らしていいと云つていますが、果たして、その道路がほんとに利用出来る様な道路になるかどうかと云うのが、ちよつと問題じゃないかと思ふんです。尚又、その先をどこに出すかと云うことですか、こう云う点はよく喜友名とも話し合つて、これから新設する道路については検討する必要があるんじゃないかと思つております。今すぐ市としてこれの施策をするとうことは、まだ着工することを謀負つて居ることは職員からまだ聞いておりません。

7 番～これは備るべき道を作ると云うことだつたと思いますが、

市 長～道を残すと云う意味ですか、工事をすると云う意味の質問ですか、

7 番～代りの道が出来たら、？

市 長～前の様な道を通すために土地を手えたらですか、かえつてあの耕地からでも、前以上によく歩ける、あれ以上はつきりした道は出来ると思ひますが、工事と云うことになると又、そこに一考せにやなりません、

7 番～道路と云いまして、馬車とかトラックとかを通す必要もない所ではありますが、将来は通学路としても考えられ現を云いますと普天間小学校あたりには5号線を通つて何ともないですが、学校の方がかこいでもやるとなればせまくなつて通行が不便になると云うようになりませんがその点を、？

市 長～それは、いずれは学校はその敷地内は開いをするものとしてこの前の振興会でも早く開いをしたいと云うことを云われておりましたが開いをする場合には、一応その元あつた農道のはばの道路をその方に残して開いはしなければならんじやないかところ思つておりますあの道路だから下を通すか、上の山手を通すかと云うことはまだはつきりはしてありません、

7 番～全然通れないかつ好であります、圖面には變わされて居るんですが、その道路があるのかどうかも分らないですか、

市 長～あいておつたらそこを通つていいです、あいておれば、

7 番～別に差支えない訳ですか、

市 長～元の圖面は、学校敷地の中に入つておりますが、その場合に圖りが取つていいと云うふうになつて、圖面に出てるはず、

議 長～11番、1番、19番議員の出席を報告致します、

議 長～暫休憩致します、(午前10時28分)

議 長～再開致します、(午前11時01分)

8 番～私の質問事項の中の2項と3項の方は昨日で一応終了しましたので第1項だけ質問致したいと思ひます、4月25日付朝刊琉球新報掲載によつて弁務官廳から行政主席に宜野灣市に対する厳しい警告書が

7 番～これは代るべき道を作ると云うことだつたと思いますが、

市長～道を残すと云う意味ですか、工事をすると云う意味の質問ですか、

7 番～代りの道が出来たら、?

市長～前の様な道を通すために土地を与えたらですか、かえつてあの耕地からでも、前以上によく歩ける。あれ以上なはつきりした道は出来ると思いますが、工事と云うことになる又、そこに一考せにやなりませんですが、

7 番～道路と云いまして、馬車とかトラックとかを通す必要もない所ではありますが、将来は通学路としても考えられ現を云いますと普天間小学校あたりには5号線を通つて何ともないですが、学校の方がかこいでもやるとなればせまくなつて通行が不便になると云うようになりませんがその点を、?

市長～それは、いずれは学校はその敷地内は囲いをするものとしてこの前の振興会でも早く囲いをしたいと云うことを云われておりましたが、囲いをする場合には、一応その元あつた農道のはばの道路をその方に残して囲いはしなければならんじやないかところ思つておりますあの道路だから下を通すか、上の山手を通すかと云うことはまだはつきりはしてありません、

7 番～全然通れないかつ好であります、園面には浸わされて居るんですが、その道路があるのかどうかも分らないですか、

市長～あいておつたらそこを通つていいです、あいておれば、

7 番～別に差支えない訳ですか、

市長～元の園面は、学校敷地の中に入つておりますが、その場合に回りか取つていいと云うふうになつて、園面に出てるはずで、

議長～11番、1番、19番議員の出席を報告致します、

議長～暫休憩致します。(午前10時28分)

議長～再開致します。(午前11時01分)

8 番～私の質問事項の中の2項と3項の方は昨日で一応終了しましたので第1項だけ質問致したいと思います、4月25日付朝刊琉球新報掲載によつて弁務官府から行政主席に宜野湾市に対する厳しい警告書が

送られておりますが、これは10項目からなつて属りますがこれに
対しましてはどう云う様な解しやくをもつておられますか、

市長～この件は15番さんの2番の問に因連するんですが、このいきさ
つを申し上げますと、実は天溝通りの新皇病院のうらな、あ
の一帯にかけてオフリミツを打れたんです。去年の7月頃こうして
お取前でもあるし、早くこれを解凍してもらうようにという区長さ
んから一応市長もつて折衝してくれといつて私行つた訳ですが、
オフリミツにした理由は、一番大きな理由が売春がおると云うこと
ともう1つは次の理由は、その一帯の衛生が悪いと云うこと、それ
から次にこの衛生のときは、くらしい所が多い、要は街灯、なんか
が準備されておらんというのが、市としてこの辺にアメリカ人行
をこうアリビに行くように進めると、訳にいかない、だからあそこの
くなくと云う札をはらねやいかんと云うのが向うのオフリミツの札を
はつた理由になつておりました。どう云う具体例それじやどんな
とがあるかと云うので、この辺には売春が多いとか、この辺の家
はよく兵隊を引つぱつて行くと、屋はごんなに閉まつておるが、
はいつても女がおるんだと云うことを現場を、その場合には、不
慮に又、普段でしたら、けん兵隊の佐官や兵隊の当りが来て調
査したんですが、この現場調査の場合には、各部の代表者の大佐
申佐、佐官級の人が大分見えたりするが、5～6名もして立入
をしたんです。したらひどくまじい所を、指摘されて、ちやんと
兵隊の方では、どう云う所を見せると云う悪い所をおさえてお
ります。それを写真に写してかきり、こころよくと出来ないと
こう云われたんです。そして1ヶ月間でもつて今指された悪い
はきれいにやつておきなさい。それできれいになつた場合には、
つても合図されたら又調査に来るからと云うこと更に市として
指摘された所を今からどう云う所が悪いから皆んなよくする
と云うことを伝達して今度は道路の水につけても道に色んな
たない水の流れている所は拡張きれいに衛生になるには、
と云うので、いきとんでやつたんですけれども、困つたことには、
あの一帯の地域には、実は外人相手の酒売をして人がおらな
いんです。ここで何もそんなに作る必要はない、私達はアメリカ
手にする酒売をやつていないからと云う人がおつてからどう
も思うように政警が出来ない。例えば、写真も取つて私の方にも
せてありました。手りがちかっている所、便所の悪い所ですか
こう云うものも写真を取つてあり、或はポンプで臭水と非池の一
に入つて来ておるがこれをこの任んに検査した水だけ使っている
んじやなしに、他の水も混ぜて使っている様な形跡がある訳です。
そこでいわゆる軍のそう云う兵隊の飲食するにはどうしてもあの
の水道の水じやなけりやいかん、こんなものはぶちこわしてなく
さん張り、あぶないと云うようなことを云つておりました。そう云う

送られておりますが、これは10項目からなつて居りますがこれに
対しましてはどう云う様な解しやくをもつておられますか、

市長～この件は15番さんの2番の間に關連するんですが、このいきさ
つを申し上げますと、実は天瀬通りからこの新屋病院のうら圃、あ
の一带にかけてオフリミツを打れたんです。去年の7月頃ころして
お盆前でもあるし、早くこれを解除してもらふようにという区長さ
んから一応市長でもつて折衝してくれといつて私行つた訳ですが、
オフリミツにした理由は、一番大きな理由が冤春がおると云うこと
ともう1つは次の理由は、その一带の衛生が悪いと云うこと、それ
から次にはこの衛生のときには、くらい所が多い。要は街灯なんか
が準備されておらんというのが、市としてもこの辺にアメリカの人行
をこうアツジに行くように進める訳にいかない。だからあそこは行
くなと云う札をはらねやいかんと云うのが向うのオフリミツの札を
はつた理由になつておりました。どう云う具体的それじやどんなこ
とがあるかと云うので、この辺には売春が多いとか、この辺の家
はよく兵隊を引つぱつて行くと、屋はこんなに関まつておるが、晩
はいつでも女がおるんだと云うことを現場を、その場合には、不
潔に又、普段でしたら、けん兵隊の佐官や兵隊の当りが来て調査
たんですが、この現地調査の場合には、各部の代表者の大佐とか、
中佐、佐官級の人が大分見えただんですが、5～6名を立入検査
をしたんです。したらひどくまずい所を指摘されて、ちやんとけん
兵隊の方では、どう云う所を見せると云う悪い所をおさえておるん
です。それを写真に写してからに、こう々云う理由でオフリミツす
るんだと、これを改善しないかぎり、ここは解くこと出来ないと
ころ云われたんです。そして1ヶ月間でもつて今指摘された悪い所
はきれいにやつておきなさい。それできれいになつた場合には、い
つでも合図されたら又調査に来ると云うことでも更に市として
指摘された所を今日からどう云う所が悪いから皆んなよくする様
に云うことを伝達させて今度は道路の排水についても道に色んな
たない水の流れている所は拡張しきれいに衛生的になる様にし
よう云うので、いきさつでやつたんですけれども、困つたことには、
あの一帯の地域には、実は外人相手の酒売をしている人がおら
んです。ここで何もそんなに作る必要はない。私達はアメリカを
相手にする酒売をやつていないからと云う人がおつてからにどう
しても思うように改善が出来ない。例えば、写真も取つて私の方
にも見せてありましたが、手りがちらかつている所、便所の悪い所
ですか、こう云うものも写真を取つてあり、或はポンプで臭水と排
水の入つて来ておるがこれをこのほんとに調査した水だけ使つて
いるんじゃないに、他の水も混ぜて使つている様な形跡がある訳
です。そこでいわゆる軍のそう云う兵隊の飲食するにはどうして
もあの市の水道の水じゃなけりやいかん。こんなものはぶちこわ
してなくさん限り、あぶないと云うふうなことを云つておりました。
そう云う

ことでも又道路の工事にしても、地主の反対なんかあつてどうして
も出来ないやうなもので、それでも一部の人には早く解除して下れ
解除して下れと云うので、その途中の場合には更に悪かつたのをな
ら見解除して呉れと云つたら、又来てからに悪かつたのをな
つておるかどうか調べたら、まだおつてないと、だからオフリミツ
を解く訳にはいかないと、この札を取る訳にはいかないと、云ふ
うになつたんです。そのままだ出来ていない一番後のがあつた新
出た所の赤務官の方から承連として云うふに云うたのをまで
だ良くしてないから、そこは解除することを出ないやうに云うと
あります。こう云ういきさつでありますので、市として出来るだ
けその佐民の協力をえて、そのオフリミツを解除したいと努力は
致しましたけれども、現在に至つてもまだ々々道路の水装にしまし
てもそれから向こうかから指摘された便所の改善や、或はその下水
う云う所の方が悪い所があるのオフリミツの解除が出来ない様
状態にあります。市としては、特にあつた目救きの所に札をはら
れているのは、非常に見苦しい件と思う。アメリカ人が立つた場
合には、アメリカ人が入つてそこを改修すれば、ここにあつた入
ころから指摘された件を改修しなければ、ここにあつた入つてい
いと云うことは出来ないやうなもので、今だにオフリミツの札が
られておる訳であります。市としては、出来るだけ早く解除したい
と云うことは努力はした訳であります。それから石田さんのご質問
はこれで大体申しゆうございますか、いかうに努力したかにつ
てはこれでごうございますか。

3 番～その例えは、対策ですが、赤務官から指摘された所の悪い所ですか
それに対する市としてはその期限までに対策が出来るか。

市長～これは、この家の便所の改善とかでですかそれをやつてこう云う
ふうに指摘されておるから、きれいにしなさい。或はひどいことに
なると、タンクもぶちこわしなさい、もう井戸水も使ふなと云う
ことを云つておるんです。そう云うことは絶対に出来ないやうな
おりますけれども、せめてあの衛生ですか、それはこちらでも
は出来るんだけれども、検査の場合には、何もその散水に使つて
と云うことは出来るんですけれども、あの道路の水装とか、便所
とかと云うものはですか。この家でい自体でよくしてもらえない
りこれは市としても、どうにもならないんじやないかと、その件は
区長にも再三云うて早くきれいにする様に云うけれども、区長と
ても云うけれども、何もこちらにはアメリカを入れてもいいと云
人がおるのでどうも仕方がありませんと云うふうになつてお
るのでこれ以上手をつけ様がないんじやないかと思つておる訳
です。要は早くその人々が理解して、オフリミツの札を取らず
各自が衛生やその態勢で改善するのが、先決の問題じやないか
う思う訳であります。対策といつてもここはこれ以上のことは
も出来ないんじやないかと思つております。

ことで又道路の工事にしても、地主の反対なんかがあつてどうしても出来ないと言つて好で、それでも一部の人は早く解除して下れ解除して下れと言つて、その途申の場合に更に悪かつたのをなおつて解除して呉れと云つたら、又来てからに前悪かつたのをなおつておくかどうか調べたら、まだなおつてないと、だからオフリミツを解く訳にはいかないと、この札を取る訳にはいかないと、云うふうになつたんです。そのままだ出来ていない一番最後のあの新聞に出た所の弁務官の方からの示達としてこう云うふうに出た所をまだ良くしてないから、そこは解除することは出来ないと言つてあります。こう云ういきさつでありますので、市としても出来るだけその住民の協力をえて、そのオフリミツを解除したいと努力は致しましたけれども、現在に至つてもまだ道路のホリ装にしましてもそれから向こうから指摘された便所の改善や、或はその下水そのう云う所の方が悪い所があるのでオフリミツの解除が出来ない様な状態にあります。市としては、特にあつて目板きの所に札のはら合には、アメリカ人が入つてそこであそぶ所としてはどうしても向こうから指摘された件を改善しなければ、ここにあそびに入つていと云うことは云えないと云うことで、今だにオフリミツの札はいられておる訳であります。市としては出来るだけ早く解除したいと云うことは努力はした訳であります。それから石田さんのご質問はこれで大体宜しゆうございますか、いかように努力したかについてはこれでよろございますか。

8 番～その例えば、対策ですか、弁務官から指摘された所の悪い所ですかそれに対する市としてはその期限までに対策が出来るか、

市長～これは、ここの家の便所の改善とかさですかそれをやつてこう云うふうで指摘されておるから、きれいにしなさい。或はひどいことになると、タンクもぶちこわしなさい。もう井戸水も使わないと云うことを云つておるんです。そう云うことは絶対に出来ないと言つておりますけれども、せめてあの衛生ですか。それはこちらでも説明は出来るんだけれども検査の場合には、何もその散水に使つてあると云うことは出来るんですけれども、あの道路のホリ装とか、便所限とかと云うものはですか。この家てい自体でよくしてもらえない限りこれは市としても、どうにもならないんじゃないかと、その件は区長にも再三云うて早くきれいにする様に云うけれども、区長としても云うけれども、何もこちらはアメリカを入れんでもいいと云う人がおるのでどうも仕方がありませんと云うふうになつておりますのでこれ以上手をつけ様がないんじゃないかと云う思つておる訳です。要は早くその人々が理解して、オフリミツの札を取らず様に各自が衛生やその態勢で改善するのが、先決の問題じゃないかと云う思つております。対策といつてもここはこれ以上のことはとても出来ないんじゃないかと云う思つております。

8 番～それじや向うがまつ先にですか、10月1日までに古井戸ですか、
こう云つた水タンクと云うものを撤去してその水を入れるとか、こ
れは10月1日までとなつておるものが、こう云う問題のてですか。
これは住民個々の問題であるから、と云えばそれまでですけども
しかし、目板の通りオフリミツの着板がはり付けられたからには
す一応の市のげん関口でもあるし、非常に見にくいと云うことから
しても、そのねつ意さえあればですか、それはそのこの住民市民
においても古井戸を閉じたり、そして又タンクなんかを撤去して
すか、水道にきりかえると云うことは出来しなかつたかと思ふ
です。それに対して市当局も、もつとねつ意があつてよいんじや
いかと思ひます。それからもう一つは、この不法建築物がある。そ
れは10項目の中にあつたと思ひますが、その不法建築物がこれ
10月1日までに撤去せよと云うことだつたと思ひますが、不法建
築と云うことはこれは建築基準法で云う所の建築物でありませ
ぬ。この問題は誰でもがくちばしを入れておると出来ないと云
う意味で、市長を待つか、市長建築基準法に違反した建築物が
これを撤去すると、これも10月1日までに撤去せよとなつて
おります。御存知かと思ひますが、いわゆる東側の高合のわ
ゆる普天間高合の方に確かにこれは建築基準法に違反した建
物ではないかと思ふんですが、こう云つた問題はどうか云うふう
に考えられますか。

市長～何かこれが社会に迷惑をかける様な何になつておりますか。

8 番～いや、社会に迷惑と云うよりも、建築基準法に違反した建物は撤去
しなければいかないと、

市長～これが社会に迷惑になるとするならば、何んでもないんですか。

8 番～ときたま経目ではないんですが、あそこによく赤はたが立つんです
がその赤はたはどう云う赤はたであるか。当初はストに使うような
赤はたであるのか、或は気象に使う赤はたであるのか、さつぱり分
らないんですが、こう云う不法建築物の取締りについてはどうか云う
ふうに考えておりますか。

市長～それは、該項問題だと思ふんですが、とにかくかぜつぶしに探せば、
ほんとは建築許可を得てない所の建物は他にも相当あると思ふん
ですが、もしこの許可されてない建物は全部撤去すると云うことにな
ると大きなこれは、ある一つだけやつて、後は残すと云うことも
これは問題だし。

8 番～ですから、市長さんとしては、どう云うような対策をしておるか
です。

8 番～それじや向うがまつ先にですか。10月1日までに古井戸ですか、
こう云つた水タンクと云うものを撤去してその水を入れるとか、こ
れは10月1日までとなつておるものが、こう云う問題のですか。
これは住民個々の問題であるから、と云えばそれまでですけども
しかし、目板の通りオフリミツの着板がはり付けられたからにはで
す一応の市のげん開口でもあるし、非常に見にくいと云うことから
しても、そのねつ意さえあればですか、それはそのこの住民市民
においても古井戸を閉じたり、そして又タンクなんかも撤去してで
すか、水道にきりかえると云うことは出来はしないかと思うん
です。それに対して市当局も、もつとねつ意があつてよいんじやな
いかと思います。それからもう1つは、この不法建築物がある。そ
れは10項目の中にあつたと思ひますが、その不法建築物がこれも
10月1日までに撤去せよと云うことだつたと思ひますが、不法建
築と云うことはこれは建築基準法で云う所の建築でありますけれど
もこの問題は誰でもがくちばしを入れることが出来ない。建築条例
の権限を持つておる市長しかこれは出来ないとそう云う意味で、市
長としては、こう云う建築基準法に違反した建物が立つならばです
これを撤去すると、これも10月1日までに撤去せよとこうなつて
おります。御存知かと思ひますが、いわゆる軍例東側の高台のいわ
ゆる普天高台の方に確かにこれは建築基準法に違反した建物では
ないかと思うんですが、こう云つた問題はどうかうふうにか
ておられますか。

市長～何かこれが社会に迷惑をかける様な何になつておりますか。

8 番～いや、社会に迷惑と云うよりも、建築基準法に違反した建物は撤去
しなければいけないと、

市長～これが社会に迷惑になるとするならば、何んでもないんですか。

8 番～ときたま毎目ではないんですが、あそこによく赤はたが立つんです
がその赤はたはどうかう赤はたであるか。当初はストに使うような
赤はたであるのか、或は気象に使う赤はたであるのか、さつぱり分
らないんですが、こう云う不法建築物の取締りについてはどうかうふう
に考えておりますか。

市長～それは、法規問題だと思ふんだが、とにかくかぜつぶしに探せば、
ほんとに建築許可を得てない所の建物は他にも相当あると思ふん
ですが、もしこの許可されてない建物は全部撤去すると云うことにな
ると大きなこれは、ある一つだけやつて、後は残すと云うこともこ
れは問題だし。

8 番～ですから、市長さんとしては、どうかうような対策をしておるか
です。

市長～他に董会にその建物があるかないかについてはですか、不法に作られたりそれから、？

議長～14番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午 前 11 時 15 分)

議長～再開致します。(午 前 11 時 30 分)

8 番～結局軍から指摘の点ですか、10項目にわたっておりますが、その内のFの方ですか、A B C D E F 6 番目Fの方いわゆる不法建築物を撤去する様に計画を立て12月1日までに弁務官に提出せよと云うなっておりますが、それは結局どう云う処置を取られるんですか

市長～到底不可能です。それは、？

8 番～到底不可能。そうするとですか、これはおそらく検討をしないといけないと ~~いけません~~ 思うんですが、

市長～いや、こちらからですか。解除してもらいたいと云うことに対して解除するにはこれ々やらない限り出来ないと云う。

8 番～それじゃです、次のFの方ですか。衛生関係の問題だろと思うんですが、市は汚物処理制度が完成するまでは個人又は集團の処理形態に対して、経済的援助を行ない云々とおあるが、この経済援助、そのこの委員の方からの補助申請そう云つた問題があつた場合にはこの経済援助をする意志はあるか。

市長～それは街灯とか、道路の修理ですか、そう云うものには援助しています。

1 番～只今の工事計画書を12月1日までに提出せよというふうな弁務官からの要求に対しまして、市長と致しましては、この工事が軍に外人から要望されたために必要を感じておるのか、それとも又、外人のいわゆる業者外人を相手にしなくても、その工事自体が必要であるのか、その辺について御見解を聞かせて戴きたいと思ひます。

市長～今の工事と云うのは、道路の工事が主になるかと思ひますが、ほん ~~と~~とに町をよくするには、外人だけに必要でなしに、あるいは市民としても必要だと思ひます。

1 番～その場合の工事計画書の提出についてで御さいますが、一応計画書を作成させまして、弁務官の方に提出して、市の財源では、全面的

市長～他に社会にその建物があつかないかについてはですか、不法に作られたりそれから、？

議長～14番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午膳11時15分)

議長～再開致します。(午前11時30分)

8番～結局軍から指摘の点ですか、10項目にわたっておりますが、その内のFの方ですか、A B C D E F 6番目Fの方いわゆる不法建築物を撤去する様に計画を立て12月1日までに弁務官に提出せよと云うところでありますが、それは結局どう云う処置を取られるんですか

市長～到底不可能です。それは、？

8番～到底不可能。そうするとですか、これはおそらく検討をしないといけないといけないと思うんですが、

市長～いや、こちらからですか。解除してもらいたいと云うことに対して解除するにはこれ々やらない限り出来ないと云う。

8番～それじゃです。次のFの方ですか。福祉関係の問題だろうと思うんですが、市は汚物処理制度が完成するまでは個人又は集団の処理形態に対して、経済的援助を行ない云々であるが、この経済的援助、そのこの住民の方からの補助申請そう云つた問題があつた場合にはこの経済的援助をする意志はあるか。

市長～それは街灯とか、道路の修理ですか、そう云うものには援助しています。

1番～只今の工事計画書を12月1日までに提出せよというふうな弁務官からの要求に対しまして、市長と致しましては、この工事が単に外人から要望されたために必要を感じておるのか、それとも又、外人のいわゆる業者外人を相手にしなくても、その工事自体が必要であるのか、その辺について御見解を聞かせて戴きたいと思ひます。

市長～今の工事と云うのは、道路の工事が主になるかと思ひますが、ほんとに町をよくするには、外人だけに必要でなしに、あるいは住民としても必要だと思ひます。

1番～その場合の工事計画書の提出についてで御さいますが、一応計画書を作成させまして、弁務官の方に提出して、市の財源では、全面的

にはこれは不可能だから、その大部分を弁務官資金か或はその他の資金で援助してもらいたいと云う様な申し入れを行なつたことは御さいますか、それとも計画書自体はまだ作成してない訳ですか。

市長～今のこのいきさつはですか。要するに幾種能民の方から、そのオ
フミツを解除してもらいたいと云うことと、又市としてもこれは
目録の通りで見苦しいから、これを早く解除しようとするので、
色々向こうに折衝して、解除の陳情をした訳です。そうしたら、今
先の様に何處かを調査したら、大方の人がその改善の面を
意がないで、と云うのは何れもこの辺は外人の相手の仕事を
おるんじやないかというものが、向こうの気持なんです。それで
状況をこちらから解除してもらいたいという事に對して、向こう
が再三調べておると思わしくもないんだから弁務官の方にその
をししたら又弁務官から今様な通達があつて、これを改善しな
り解除は出来ないと云うふうなことであります。

1 番～能民のねつ意のあるなしにかかわらず、改善すべき事項は市政の一環として、これは改めるべきものと私は考えております。従いまし
て先程の御答弁の中には計画もまだ立ててないと云うことでござ
います。早急にこの工事計画を立てまして、弁務官の方にも報告
して載きまして、出来れば、全面的にその弁務官の補助もつて
本工事を遂行して載きます様に市長が努力されることを要望しま
す。

市長～今工事と云うのは、私は便所とか、その作り変えとか、或はその種
生面かと思つたんですが、道路の工事や街灯の方は市でも計画もも
つて工事も1つやつております。街灯も立つておるんじやないかと
思うんです。それから街灯が残されたのは、地主が承諾しないで、
後わずかやられてない所が残つております。それが地主がどうし
てもその家の前に立てることを承諾が得られて残つておりますが
道路工事や街灯工事なんかは、やられておるんです。

3 番～その便所ですか、街灯とか云うものは、結局補助申請があれば出来
るでしょうが、いわゆるその下のおとし道を海に通ずる様にと
云う事なんです。市としては、これは出来ない予算の関係で出来
ないでしょうが、結局どう云つた問題、一応この補助でもあ
やれと云うねつ意があつていいじやないかと私はどう思うん
が市長さんはどうですか。

市長～向こうの補助してやつて載けば、それはそれに越した事はないと思
います。

8 番～だから、して載ければと云うことだけでは何もなりません。一応や
つて見ないとわかりません。一応お願いをして、それは出来るかど

にはこれは不可能だから、その大部分を弁務官資金か或はその他の資金で援助してもらいたいと云う様な申し入れを行なつたことは御座いますが、それとも計画書自体はまだ作成してない訳ですか。

市長～今のこのいきさつはですか。要するに幾初住民の方から、そのこのオフリミツを解除してもらいたいと云うことで、又市としてもこれは区板目板きの通りで見苦しいから、これを早く解除しようとするので、色々向こうに折衝して、解除の陳情をした訳です。そうしたら、今先の様に何回かそこを検査したら、大方の人がその改善の面でもねつ意がないです。と云うのは何もこの辺は外人の相手の仕事をしておるんじゃないかというのが、向こうの気持なんです。それでその状況をこちらから解除してもらいたいという事に対して、向こうが再三調べてそして思わしくないもんだから弁務官の方にその報告をしたら又弁務官から今の様な通達があつて、これを改善しない限り解除は出来ないと云うふうなことであります。

1 番～住民のねつ意のあるなしにかかわらず、改善すべき事項は市政の一環として、これは改めるべきものと私は考えております。従いまして先程の御答弁の中には計画もまだ立ててないと云うことでございまして、早急にこの工事計画を立てまして、弁務官府の方に報告して載きまして、出来得れば、全面的にその弁務官の補助でもつて本工事を遂行して載きます様に市長が努力されることを要望致します。

市長～今工事と云うのは、私は便所とか、その作り変えとか、或はその衛生面かと思つたんですが、道路の工事や街灯の方は市でも計画ももつて工事も1つやつております。街灯も立つておるんじゃないかと思つて居るんです。それから街灯が残されたのは、地主が承諾しないで、後わずかやられてない所が残つております。それが地主がどうしでもその家の前に立てることを承諾が得られんで残つておりますが道路工事や街灯工事なんかは、やられておるんです。

8 番～その便所ですか、街灯とか云うものは、結局補助申請があれば出来るでしょうが、いわゆるその下のおとし道を海に通ずる様にと云う事なんです。市としては、これは出来ない予算の関係で出来ないでしょうが、結局どう云つた問題、一応この補助でもあおいでやれると云うねつ意があつていいじゃないかと私はこう思つて居るんですが市長さんはどうですか。

市長～向こうの補助してやつて載けば、それはそれに越した事はないと思つて居ます。

8 番～だから、して載ければと云うことだけでは何もなりません。一応やつて見ないとわかりません。一応お願いをして、それは出来るかと

うかは分りませんが、一応お願いして市の発展のために、市民福祉のために、じや、やりましようとうこととやりましようとうこととなるんです。市の財源としてはあれだけの下水の方を海におとすと云う工事はおそらくこれは市の財源としては出来ないんです。そこで政府の補助も仰いでほしいと云う様なことを一応計画してもらいたいという要望です。

市長～はい。

5 番～1番議員と今の石田議員の質問とは同様の内容の質問であります。更にもう少し念をおして質問したいと思えます。今先のいわゆるこの10項目の要求の内の5項に対しては下水の布設の工事は出来なかつたと云うのは、やはり財源の関係から出来なかつたと云うことですか。

市長～大体が途中で出来上つていない所は、地主が承諾しないからであります。いわゆる下水と云うのは、主として道路の側溝のことだところ思っております。

5 番～質問した議員に対する出来ない説明では、いわゆる出来ないのは財源の云々からの説明の内容だと思うんですが、そのことに付加えてまた関係地主の承諾が得られなかつたと云うふうな理由なんですが

市長～今市がやっている工事は出来なかつたのは、関係地主の承諾を得られなかつたのだが、その海まで通すと云うことになりますと云うとこれはどうだい。

8 番～いや、海まで通すんじやなくて、海に通ずる様にと云うことになつておるはずですよ。

市長～その向こうの云うのは、ちょうどあの下水路をですか、海まで通ずる途中で川やいろんなものに流れていくんだが、それだけこのパイプで海にもつていくと云うことと私は解しておりますが、そう云うことは今の市としては出来ない。

5 番～つまり、海に通ずる様にと云う文句の解しやくで、海まで排水を工事するものと云うふうには受取つたと云うふうな説明であります。それがそうであるのか、或はそうでないかは、要求者に直接質疑照会すれば即座にいわゆる明確になる問題であります。それと、もしこの要求の変更を仮に実施した場合には、私生活からその見地からの検討致しまして、そのいわゆる現在計画を与えてさせると云うだけじやなくて、それ以外の後の市民、その他隣接の市民に対しても何らかのいわゆる利便を与えることにはなりますか。健康、衛生そ

うかは分かりませんが、一応お願いして市の発展のために、住民福祉のために、じゃ、やりましようと言うことにやりましようと言うことになるんです。市の財源としてはあれだけの下水の方を海におすと云う工事はおそらくこれは市の財源としては出来ないんです。そこで政府の補助もいってほしいと云う様なことを一応計画してもらいたいという要望です。

市長～はい。

5 番～1番議員と今の石田議員の質問とは同様の内容の質問であります。更にもう少し念をおして質問したいと思えます。今先のいわゆるこの10項目の要求の内の 項に対しては下水の布設の工事は出来なかつたと云うのは、やはり財源の関係から出来なかつたと云うことですか。

市長～大体が途中で出来上つていない所は、地主が承諾しないからであります。いわゆる下水と云うのは、主として道路の側コウのことだところ思つております。

5 番～質問した議員に対する出来ない説明では、いわゆる出来ないのは財源の云々からの説明の内容だと思ふんですが、そのことに付加えてまた関係地主の承諾が得られなかつたと云うふうな理由なんです。

市長～今市がやっている工事は出来なかつたのは、関係地主の承諾を得られなかつたのだが、その前まで通すと云うことになりますと云うとこれはどうてい。

8 番～いや、海まで通すんじゃないで、海に通ずる様にと云うことになつておるはずで。

市長～その向こうの云うのは、ちようどあの下水路をですか、海まで通ずる途中で川やいろんなものに流れていくんだが、それだけこのパイプで海にもつていくと云うことと私は解してありますが、そう云うことは今の市としては出来ない。

5 番～つまり、海に通ずる様にと云う文くの解しやくで、海まで排水を工事するものと云うふうに通つたと云うふうな説明であります。それがそうであるのか、或はそうでないかは、要求者に直接質疑照会すれば即座にいわゆる明確になる問題であります。それと、もしこの要求の変更を仮に実施した場合には、私生活からその見地からの検討致しまして、そこのいわゆる現在計画を与えてさせると云うだけじゃなくて、それ以外の後の市民、その他隣接の住民に対しても何らかのいわゆる利便を与えることにはなりますか。健康、衛生そ

の他、便宜、或は農作物に対する、管、或は排水そう云つた様な面から検討致しまして、その変更を向こうの要求通り実施した場合に
はしないよりは、市民のためになりますか、

市長～衛生的にためになります。

5 番～ためにはなりますか、そうするとためになるんだつたら、財源の問題さえ解決が出来たら、やはりやる意欲はある訳ですか。

市長～はい。

5 番～当然赤務官の要求であるからには、それじや貴方が要求しているから只金がないんだ、ここで1つきみの赤務官資金を出して呉れんかそう云うふうに何故あたらなかつたですか、

市長～おそらく、当つてもやつてくれまいと云う。

5 番～物は当つてくれるのであつて、当らない前からそう云うふうないわゆる満極的な考えでは、赤務官は、しかし市長が思っていることとは反対に、事が直野湾市の市長に関する限りは考えてやろうと思つて特別に金を準備してあるかも知れません。そこでそう云うふうなことは呉れないだろうと云うふうな事もつて自分かつてに決めつけなけなくて、1つ貴方の云う通りやるが、金を呉れと云つた様な態度今後こう云うふうな問題に直面した場合には、幸いましようもされますし、その面について自信をもつて、大いに活やくして載きたいことを要望をつけ加えておきます。

15 番～私の質問の2番に関連しておりますので、質問いたします。今までの市長の御答弁からして、これ以上の改善はやれないと云うふうに考えますので、基本的な考え方を1つと見解を1つお願いします。つまりその10項目について、赤務官府から出されたのは、市長自からの考えとしては個人的な考えとしては、赤務官の地方自治体に対する干渉であるのか、或は又市長のタイムだと誤してよろしいですか、

市長～これは、こちらから軍がオフリミツをはつてあるから、これを解除して取つてもらいたいと云うことに対して、向こうからこう云うことを改善してもらわなければ取る訳は行かないと云う向うのこちらに対する返事でありますので、何でもなくて向こうから干渉した訳でもないの、干渉と云うふうに地方自治に対する干渉と云うふうに取り上げられる様な所まではいつていないと云う思います。それから、タイムと云うふうに向こうが見ている様であります。そことしては、タイムじやなしに出来るだけのこと、市民にもよく話してそれを改善するようには努力をしておりますので、これ

の他、便宜、或は農作物に対する、害、或は排水そう云つた様な面から検討致しまして、その変更を向こうの要求通り実施した場合にはしないよりは、住民のためになりますか、

市長～衛生的にためになります。

5 番～ためにはなりますか、そうするとためになるんだつたら、財源の問題さえ解決が出来たら、やはりやる意欲はある訳ですか、

市長～はい。

5 番～当然弁務官の要求であるからには、それじや貴方が要求しているから只金がないんだ、ここで1つきみの弁務官資金を出して呉れんかそう云うふうに何故あたらなかつたですか、

市長～おそらく、当つてもやつてくれまいとこう云う。

5 番～物は当つていただけるのであつて、当らない前からそう云うふうないわゆる消極的な考えでは、弁務官は、しかし市長が思っていることとは反対に、事が宜野湾市の市長に関する限りは考えてやろうと思つて特別に金を準備してあるかも知れませんが、そこでそう云うふうなことは呉れないだろうと云うふうな事もつて自分かつてに決めつけないで、1つ貴方の云う通りやるが、金を呉れと云つた様な態度今後こう云うふうな問題に直面した場合には、幸い衰しようもされずし、その面について自信をもつて、大いに活やくして戴きたいことを要望をつけ加えておきます。

15 番～私の質問の2番に関連しておりますので、質問いたします。今までの市長の御答弁からして、これ以上の改善はやれないと云うふうに考えますので、基本的な考え方を1つご見解を1つお願いします。つまりその10項目について、弁務官府から出されたのは、市長自からの考えとしては個人的な考えとしては、弁務官の地方自治体に対する~~干渉~~であるのか、或は又市長のタイムンだとしてよろしいですか、

市長～これは、こちらから軍がオフリミツをはつてあるから、これを解除して取つてもらいたいと云うことに対して、向こうからこう云うことを改善してもらわなければ取る訳には行かないと云う向うのこちらに対する返事でもありますので、何でもなくて向こうから~~干渉~~した訳でもないの、~~干渉~~と云うふうに地方自治に対する~~干渉~~と云うふうに取り上げられる様な所まではいつていないところ思います。それから、タイムンと云うように向こうが見ている様であります。このこととしては、タイムンじやなしに出来るだけのことは、住民にもよく話してこれを改善するようには努力をしておりますので、これ

も当らないところ思っております。

15番～じやお尋ねしますけれども、先つきら審議員が指摘なされたことは私から云わしむれば、タイムと云うふうになりますけれども、いわゆるそれは今の様な異状千態にあつて水もないと云うような時に井戸も埋めなさいとか、タンクもつぶしなさいと、そう云つた様なことを、これは市長自らは云えないことなんです。しかもこれは赤務官が一々そう云つた様な小さな点までやつていることは、これはチ渉であります。先にも申し上げました様にいわゆる海にそのおとし口を運ずると云う様なことであれば、これは市自体の予算ではおそらく出来ないと云うことでもあります。ですから云つた問題はそれらは幸いと云うことで、赤務官に直接市では予算がないから云うものはよりこしなさいと云うふうには、いわゆる前向きに努力を要するものが当り前だと考えております。従つて云つたものはもつと積極的になりまして、要求すべきものは、ちやんと要求して、すべての面にいわゆる至誠をもつてやつてもらいたいことを要望致します。

9番～御質問致します。機構改革により、どの様な事務処理能率が考えられておりますか。

市長～これは昨日から繰り返されております様に財務についても、これから成績を上げると、それから今までの広報の活発や或は各課の連絡についてもよくなると思うのであります。次の事務処理能率を上げるための事務機の必要を検討していますかと云うことについては、たえず検討して出来るだけ便利な機械を予算の範囲内で購入する様にやっております。

19番～一応検討をなされておられると云うことですが、例えばどの様な事務機を使った場合のどのぐらゐの事務能率が上がると云う様な点までお考えになつて居られますかどうかについて宜しく願ひします。

市長～今作つておるのは、計算機やその他そう云うものだと思いますが、これを一人が計算する場合と或は又戸籍の所で使つている機械とを比較する場合は随分能率が上がると思つております。

9番～そおで新しく採購しようとする事務機の検討をなされておるかとう件ですか。今お話しなされたのは、従来まで使われている事務機の方でと云う意味ですか。

市長～はい。

9番～新しく又採購しなければいかないと云う。

も当たらないところ思っております。

15番～じやお尋ねしますけれども、先つきう審議員が指摘なされたことは私から云わしむれば、タイムンと云うふうになりますけれども、いわゆるそれは今の様な異状千魁にあつて水もないと云うような時に井戸も埋めなさいとか、タンクもつぶしなさいと、そう云つた様なことを、これは市長自からは云えないことなんです。しかもこれは弁務官が一々そう云つた様な小さな点までやつていることは、これは~~7~~渉であります。先にも申し上げました様にいわゆる海にそのおとし口を通ずると云う様なことであれば、これは市自体の予算ではおそらく出来ないはずであります。ですからこう云つた問題はそれらは幸いと云うことで、弁務官に直接市では予算がないからこう云うものはよこしなさいと云うふうに、いわゆる前向きのシ勢で要求するのが当り前だと考えております。従つてこう云つたものはもつと積極的になりまして、要求すべきものは、ちやんと要求して、すべての面にいわゆる至誠をもつてやつてもらいたいことを要望致します。

9番～御質問致します。機構改革により、どの様な事務処理能率が考えられておりますか。

市長～これは昨買から繰り返されております様に財務についても、これから成績を上げると、それから今までの広報の活動や或は各課の連係についてもよくなるとう思うのであります。次の事務処理能率を上げるための事務機の必要を検討していますかと云うことについては、たえず検討して出来るだけ便利な機械を予算の範囲内で購入する様にやつております。

19番～一応検討をなされておられると云うことですが、例えばどの様な事務機を使つた場合のどのぐらゐの事務能率が上がると云う様な点までお考えになつて居られますかどうかについて宜しく願ひします。

市長～今作つておるのは、計算機やその他そう云うものだと思いますが、これを一人人が計算する場合と或は又戸籍の所で使つている機械とを比較する場合は随分能率が上がるとう思つております。

9番～そおで新しく採用しようとする事務機の検討をなされておるかとう件ですか。今お話しなされたのは、従来まで使われている事務機の方でと云う意味ですか。

市長～はい。

9番～新しく又採用しなければいけないと云う。

市長～購入しなければいけない。

9 番～そう云う面の検討がなされておられるかどうか。

市長～それについては、購入の問題については庶務課の方で取り扱って属しますので課長の方から答弁してもらいます。

庶務課長～現在、私の課だけの分を申し上げますと、一応事務機については必要量はそろつておると思ひます。同門においては、現在使われておる。例えばタイプとか、それからそう云う計算機などを増やして行くとかと云うふうに考えておりますが、現在庶務課の部所内における機械については、種類においては、その程度で今充分でないかと云うふうに考えております。

財政課長～現在使つております。財政の器具を申し上げますと、英文タイプですか。これは外人關係が相当ありますので、大体こう云つた様ないものでありますが、よく日本本土で使つておられる事務機が大きいのがあると、と云いますのは眞理それから令書、それから督促状等かそう云つたのも一ペンに印刷してしまつたら、そうすれば、手間がつかからないと云うような話してありますが、ここにおいては、そう云つた所までは、まだ行かんじやないかと云うふうに考えておられますと云いますとあらかじめ督促状までも打つておくことになりまますと、その打つた用紙なども無だになるし、そう云うのがありませんので、今の所別にこれと云うような欲しい機械はまだ考えてはおりませんが、別に非常に便利な機械でもあればですか、まずよく云つた事務機の性能も見て買つて求めて見たいとは考えておりますが、

5 番～安里議員の事務処理能率と云うことは、いわゆる当市の市民に対するサービスのあり方、それと関連致しますので、この機会に市長にお聞きしたいとありますが、はつきりしたあいまいな要を得ないような答弁でなすはつきりした答弁をして戴きたい。旧軍用地、いわゆるマーシー地区であります。ここは多数地主が集つて、地主にとつては、今後の利益になると云う立場から、解放陳情を提出し、とありますが、こういった解放陳情に対して如何なる回答が来るかと思つておられるのは、やはり提出者側である、地主は、これは1月千秋の思ひいじやなくてもとにかく待ちわびしております。そこで自分達が提出した解放陳情に対して如何なる回答が来るか、非常に待つて居るといふ地主、いわゆる市民の気持を煩つて居るならば、そして市当局が軍用地に軍用地の回答の内容が何んであるか、解つていた場合は早めに知らせた方が市民に対するサービスと思ひますか、それとも別に知らせなくてもいいと云うふうにお考えになりますか、

市長～早目に知らせるべきだと思ひます。

市長～購入しなければいけない。

9 番～そう云う面の検討がなされておられるかどうか。

市長～それについては、購入の問題については庶務課の方で取り扱つて居りますので課長の方から答弁してもらいます。

総務課長～現在、私の課だけの分を申し上げますと、一応事務機については必要量はそろつておると思ひます。周回においては、現在使われておる。例えばタイプとか、それからそう云う計算機などを増やして行くとかと云うふうに考えておりますが、現在総務課の部所内における機械については、着類においては、その程度で今充分でないかと云うふうに考えております。

財政課長～現在使つております。財政の器具を申し上げますと、英文タイプですか。これは外人関係が相当ありますので、大体こう云つた様ないもんではありますが、よく日本本土で使つておられる事務機が大きいのがあつたと、と云いますのは無駄それから令書、それから督促状等かそう云つたのも一ぺんに印刷してしまうと、そうすれば、手間がかからないと云うような話してありますが、ここにおいては、そう云つた所までは、まだ行かぬじやないかと云うふうに考えておりますと云いますとあらかじめ督促状までも打つておくことになりまますので、その打つた用紙なども無駄になるし、そう云うのがありますので、今の所別にこれと云うような欲しい機械はまだ考えてはおりませんが、別に非常に便利な機械でもあればですか、まずよくこう云つた事務機の性能も見て買つて求めて見たいとは考えておりますが、

5 番～安里議員の事務処理能率と云うことは、いわゆる当市の市民に対するサービスのあり方、それと関連致しますので、この機会に市長にお聞きしたいとあります。はつきりしたあいまいな要を得ないような答弁でなつてはつきりした答弁をして戴きたい。旧軍用地、いわゆるマーシー地区であります。ここは多数地主が集つて、地主にとつては、今後の利益になると云う立場から、解放陳情を提出してありますが、こういつた解放陳情に対して如何なる回答が来るかと思つておる。やはり提出者側である、地主は、これは1日千秋の思出いじやなくてもとにかく持ちわびております。そこで自分達の提出した解放陳情に対して如何なる回答が来るか、非常に待つて居るという地主、いわゆる市民の気持を知つていたならば、そして市当局が軍に回答に軍側の回答の内容が何んであるか、解つていた場合は早めに知らせた方が市民に対するサービスと思ひますか、それとも別に知らせなくてもいいと云うふうにお考えになりますか、

市長～早目に知らせべきだと思ひます。

5 番～しからは、お尋ね致しますが、今の旧軍病院用地の解放陳情に対し
まして、市の市長の副申請を添付してつまり市当局を經由して政府
機関に提出してありますが、それに対する何らかの回答があります
か。

市長～まだ受けておりません。

5 番～まだ来てないのは、はつきりしておりますか。

市長～私の所へは。

5 番～私昨日議員官室の新田少佐それから法務局の係に直接電話で連絡致
しました所、6月15日付で直野湾市当局に発送されておるそうで
あります。そこで念を押してもう一度確かめます。まだ解答文は市
当局に届いていませんか。

市長～私の所にはまだ来ませんが、あー市長の所まで届いている様であり
ます。

5 番～明確にして欲しい。16日は日曜ですから、17、18、19日
20、21日今日までに5日間になります。沖縄本島内では、台ふ
うその他天災事変がない限りは、2～3日では送達もつても届く
はずと思ふんですが、市民が地主がしかも多数の地主が非常に自分
達の要望に対して如何なる回答が来るかと待ちぼうけしているにか
かわらず、当然それに対して、自から回答文を受理された場合には
即座に末端行政の担当者その他の方法で、周知せしめるのが市当局
の合理的これは義務であるべきであるはずであります。それにもか
かわらず放つたらかしてあるとすれば、これは只では地主は、いわ
ゆる承諾はしないはずであります。市当局は末端行政の問題に致し
ましても、能民をして協力させる協力させると云うだけをして考
えておられる様であります。協力させるためには、先ず自からの
サービスを市民に提供して、しかる後に協力して呉れと要求すべき
であつて、サービスの面は忘れて協力して呉れと云つても、これは
市が意識する様な効果は上がらないはずであります。この問題と関
連致しまして、更にお聞き致します。例の真志喜の軍病院敷地の後
は定期5ヶ年の賃借権であります。現在まで丁度これが5月の末
日だつたか、5月の末日をもつてその5ヶ年の定期満了になります
これを機会に軍としては、不定期の賃借権の取得要求が来てい
るはずであります。布令20号によりますと、D.Eの隊長はそう云
うふうに軍が使用するために、能民の土地について、賃借権の取
得をなしたい場合には、市町村長にその旨の要求告知書が、発送さ
れる様になつております。そこで当然D.E当局は、その手続を取つ
たはずであります。市長は、その賃借権取得についての要求告知
を受理されましたか、来ていたら何日付の受理になつておりますか

5 番～しからは、お尋ね致しますが、今の旧軍病院用地の解放陳情に対しまして、市の市長の副申請書を添付してつまり市当局を経由して政府機関に提出してありますが、それに対する何らかの回答がありますか。

市長～まだ受けておりません。

5 番～まだ来てないのは、はつきりしておりますか。

市長～私の所へは、

5 番～私昨日民政官室の新田少佐それから法務局の係に直接電話で連絡致しました所、6月15日付で宜野湾市当局に発送されておるそうであります。そこで愈を押してもう一度確かめます。まだ解答文は市当局に届いていませんか。

市長～私の所にはまだ来ませんが、あー市長の所まで届いている様であります。

5 番～明確にして載きたい。16日は日曜ですから、17・18・19日20・21日今日までに5日間になります。沖縄本島内では、台ふうその他天災事象がない限りは、2～3日では郵送でもつても届くはずと思っておりますが、市民が地主がしかも多敷の地主が非常に自分達の要望に対して如何なる回答が来るかと待ちぼうけしているにかかわらず、当然それに対して、自から回答文を受理された場合には即座に末端行政の担当者その他の方法で、周知せしめるのが市当局の合理的これは義務であるべきであります。それにもかかわらず放つたらかしてあるとすれば、これは只では地主は、いわゆる承諾はしないはずであります。市当局は末端行政の問題に致しましても、住民をして協力させる協力させると云うだけをいつも考えておられる様であります。協力させるためには、先ず自からのサービスを市民に提供して、しかる後に協力して呉れと要求すべきであつて、サービスの面は忘れて協力して呉れと云つても、これは市が意図する様な効果は上がらないはずであります。この問題と関連致しまして、更にお聞き致します。例の真志喜の軍病院敷地の後、は定期5ヶ年の貸借であります。現在まで丁度これが5月の末日だつたか、5月の末日をもつてその5ヶ年の定期満了になります。これを機会に軍としては、不定期の貸借契約の取得要求が来ていふふうであります。布令20号により空すと、D.の隊長はそう云うふう軍が使用するために、住民の土地について、貸借権の取得をなしたい場合には、市町村長にその旨の要求告知書が、発送される様になつております。そこで当然D.当局は、その手続を取つたはずであります。市長は、その貸借権取得についての要求告知文を受理されましたか、来ていたら何日付の受理になつておりますか。

宜野湾市当局の何日付の受理になっておりますか。

市長～6月17日付で受付られております。

5番～17日に受付になつていたら、そのあくる日の18日に地主側に連絡の手続を取ると思うが、とつと取られていなくちやいけない期間であります。明らかにタイムンであります。タイムンと思われませんか。

市長～19日です。

5番～19日でも、例えそのあくる日、昨日まで連絡が出来るはずであります。やらないと云うのは明らかにタイムンであります。

市長～これは17日に受付けて、19日には真志喜宛てに配つてあります

5番～真志喜の区長は、昨日の連絡によりますと、そう受理はしてないという報告をしています。

市長～確かにこれは手遅いです。

5番～手遅いじや許されません。

市長～どうなされるんですか。

5番～手遅いと云うふうな受理は成立致しません。こう云うものは、手遅いのない様に当然事務は明確に処理すべきであることは条例規則にうたわれております。都合の悪い場合は、手遅いであつたと云うふうな理由は通りません。そう云うのは手遅いによつて市民側に迷惑をかけたと思われませんか。それじや早く周知させるべきを自から手遅いでそれが遅れたと云うことは、何ら良心的の責任は感じないですか。

市長～公文を受けてですか。17日に受けて19日にこの回答起案して送るのが大体間に1日ぐらひは間をおいてもらわんと出来ないと思いますが、

5番～17日に受理されてるんですか。

市長～はい、あゝ、19日です。

5番～これは郵送ですか。

市長～回答は？

宜野湾市当局の何日付の受理になつておりますか。

市長～6月17日で受けられております。

5番～17日に受付になつていたら、そのあくる日の18日に地主側に連絡の手続を取らうと思つたが、とつと取られていなくちやいけない期間であります。明らかにタイムンであります。タイムンと思われませんか。

市長～19日です。

5番～19日でも、例えそのあくる日、昨日まで連絡が出来るはずであります。やらないと云うのは明らかにタイムンであります。

市長～これは17日に受付けて、19日には真志喜宛てに配つてあります

5番～真志喜の区長は、昨日の連絡によりますと、そう受理はしてないという報告をしています。

市長～確かにこれは手違いです。

5番～手違いじや許されません。

市長～どうなされるんですか。

5番～手違いと云うふうな受理は成立致しません。こう云うものは、手違いのない様に当然事務は明確に処理すべきであることは条例規則にうたわれております。都合の悪い場合は、手違いであつたと云うふうな理由は通りません。そう云うのは手違いによつて市民側に迷惑をかけたと思われませんか。それじや早く周知させるべきのを自から手違いでそれが遅れたと云うことは、何ら良心的の責任は感じないですか。

市長～公文を受けてですか。17日に受けて19日にこの回答起草して送るのが大体間に1日ぐらひは間をおいてもらわんと出来ないと思ひますが、

5番～17日に受理されて^あるんですか。

市長～はい、ああ、19日です。

5番～これは郵送ですか、

市長～回答は？、

5 番～昨日の朝の10時に電話で連絡したら真志喜の区長は、そう云う回答は、回答も連絡も市当局からは何も受けていないと云うふうな連絡であります。もし真志喜の区長の連絡が事実と違わないとする場合には、今の説明は成り立ちますが、

市長～17日に受付印を押してですか、そして19日には回答文を起草して発送してあると云うふうに課長の話であります。

5 番～書類上はそうなつていても、事実そうなされましたか、

市長～その事務は、財政課の各課の方で取り扱っておりますので、そう云うふうにしたと云うふうになつております。

5 番～私が云うのは、書類上どうなつておりますかを聞いておりません。実際にどうなされましたかを聞いているんです。資料が来るまで次の質問を進めます。

市長～いや、資料は来ています。

5 番～今、時間がもつたいないですから次に進めます。いわゆるこの不定期の賃借権取得のためにその要求告知料が、0.6から直野湾市長宛に送達されているはずであります。この受理した日付を説明をお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後零時02分)

議長～再開致します。(午後零時03分)

5 番～今資料を取りよせに行つておりますのは、真志喜の区長にそれが発送されたかどうかを調べるためでありますか。

市長～どう云うふうにして袋丁に持たせたのか、或は郵便で出したのかを調べに行つております。もう一つは、いつ来たかと云うのを調べるためであります。

5 番～この質問に対しての当局の回答振りだけからしても、いかに後所内この事務処理状態が無秩序であるかに具表暴論しております。条例規則は夢違や化しようじやないはずで、みくまで市当局は法規条例規則に差支ない施策の執行がなされていると云うふうに私達はこの前提で色々質問をしていく訳であります。今日だけに限らず本議会が再開されてから現在に至るまで1都をのぞいて、その申の回答は全然なつておりません。これでは実際に市当局は執行の責任は我々にあるんだと云うふうな大きな声を出して云えないはずであります。どう云うふうにそう云う無秩序ぶりを発揮しておりますか。

5 番～昨日の朝の10時に電話で連絡したら真志喜の区長は、そう言う回答は、回答も連絡も市当局からは何も受けていないと云うふうな連絡であります。もし真志喜の区長の連絡が事実に通わないとする場合には、今の説明は成り立ちますが、

市長～17日に受付印を押してですか、そして19日には回答文を起草して発送してあると云うふうに課長の話であります。

5 番～書類上はそうなつていても、事実そうなされましたか、

市長～その事務は、財政課の各課の方で取り扱っておりますので、そう云うふうにしたと云うふうになつております。

5 番～私が云うのは、書類上どうなつておりますかを聞いておりません。実際にどうなされましたかを聞いているんです。資料が来るまで次の質問を進めます。

市長～いや、資料は来ています。

5 番～今、時間がもつたないですから次に進めます。いわゆるこの不定期の賃借権取得のためにその要求告知料が、から宜野湾市長宛に送達されているはずであります。この受理した日付を説明をお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後零時02分)

議長～再開致します。(午後零時03分)

5 番～今資料を取りよせに行つておりますのは、真志喜の区長にそれが発送されたかどうかを調べる為でありますか、

市長～どう云うふうにして使丁に持たせたのか、或は郵便で出したのかを調べに行つております。
もう一つは、いつ来たかと云うのを調べるためであります。

5 番～この質問に対しての当局の答弁振りだけからしても、いかに役所内の事務処理状態が無秩序であるかに具現してしております。条例規則は伊達や化しようじやないはずで、あくまで市当局は法規条例規則に基づいて施策の執行がなされていると云うふうに私達はこの前提で色々質問をしている訳であります。今日だけに限らず本議会が再開されてから現在に至るまで1部をのぞいて、その中の答弁は全然なつておりません。これでは実際に市当局は執行の責任は我々にあるんだと云うふうな大きな声を出して云えないはずであります。どう云うふうにしてそう云う無秩序ぶりを発揮してありますか。

そのへんの事について市長の感想なりをこの時間に聞かせてもらいたい。

市 長～中に今の様に文書処理が遅れたものもあつたかと思いますが、市長としては、全然秩序が全然ないと云う感じはもっておりません。

5 番～文書がいつ受理されたのか、そして発送すべきものを何時送るべき処置を取つたか、これに対する答弁さえ時間をついやしているのに、その事実に対して無秩序でないと云う考え方はこれは常識人じやない。人が歌す云い方であつて、どうしても見解の相違だけじやすまされなれないと思ひます。明らかに事務処理がなされていない事実に当局は当然無秩序と云う言葉で表現してもよい問題でありまして、これに対して無秩序とは思わないと云う市長の考え方がすゝめれば、これは、どうも感覚のずれでもないんだし、非常にこの真意を察しかねる訳で御座いますが、本当に市長は真心から無秩序ではないと云うお考えをお持ちですか。

市 長～はい。

5 番～本当にそうですか。

市 長～はい。

5 番～わかりました。そう云うふうになすべきことをちやんとなされていない事案があるにもかかわらず、尚役所内の事務処理その他の状態が無秩序ではないと、そう云うふうにお考えになつている市長のセンスの問題、政治感覚の問題、はつきりわかりました。以後資料が届いてからその点質問します。

市 長～来たのが2月の28日付になつている様であります。A.Eからの指示ですか。

5 番～A.Eからの指示が宜野湾市役所にいつ来たかと云う質問に答弁するまで10分かかつております。宜野湾市役所の事務処理状況を良く交わっています。そこで何月何日ですか。

市 長～2月28日です。

5 番～2月28日でございますか。これ受理した月日ですか。

市 長～はい。

5 番～布令によりますと、2月28日に受理した市長はその後当然なすべき法的義務と道義的事務が重つておりますが、どう云うふうにこの要求

そのへんの事について市長の感想なりをこの時間に聞かせてもらいたい。

市長～中に今の様に文書処理で遅れたものもあつたかと思いますが、市長としては、全然無秩序が全然ないと云う感じはもっておりません。

5番～文書がいつ受理されたのか、そして発送すべきものを何時送るべき処置を取つたか、これに対する答弁さえ時間をついやしているのに、その事実に対して無秩序でないと云う考え方はこれは常識人じやない。人が致す云い方でありまして、どうしても見解の相違だけじやすまされないと云います。明らかに事務処理がなされていない事実当局は当然無秩序と云う言葉で表現してもよい問題でありまして、これに対して無秩序とは思わないと云う市長の考え方とすれば、これは、どうも感覚のずれでもないんだし、非常にこの真意を解しかねる訳で御ざいますが、本当に市長は真心から無秩序ではないと云うお考えをお持ちですか。

市長～はい。

5番～本当にそうですか。

市長～はい。

5番～わかりました。そう云うふうになすべきことをちやんとなされてない事実があるにもかかわらず、尚役所内の事務処理その他の状態が無秩序ではないと、そう云うふうにお考えになつている市長のセンスの問題、政治感覚の問題、はつきりわかりました。以後資料が届いてからその点質問します。

市長～来たのが2月の28日付になつている様であります。△△からの告示ですか。

5番～△△からの告示が宜野湾市役所にいつ来たかと云う質問に答弁するまで10分かかつております。宜野湾市役所の事務処理状況を良く表わしています。そこで何月何日ですか。

市長～2月28日です。

5番～2月28日でございますか。これ受理した月日ですか。

市長～はい。

5番～布令によりますと、2月28日に受理した市長はその後当然なすべき法的義務と道義的義務が重つておりますが、どう云うふうにこの要求

告知書を受理してから、これに市長が取つた具体的方法を説明お願いします。告知書を受理してから、現在に至るまでこの告知書に関連して取つた市長の処置、具体的に説明して下さい。

市長～この告知は掲示板に告示すると共に口頭で区長に伝えたと言うことになつております。

5 番～質問を更に続きます。掲示板にはいつ掲示なされましたか。

市長～突はですか。こう云う書類の受付月日と云うのは、

5 番～私が質問しているのは、掲示板に掲示したと云う市長の説明ですからいつ掲示したのかを質問しております。

市長～土地係の方で告知した様であります。今職員がおらないと云うので1応控えをさがしてから、月日を知らせたいと思つております。

5 番～それでは、掲示板に掲示した事実ははつきりしておりますか。

市長～はい。

5 番～更に次に区長に連絡したと云うような説明がありましたが、何時誰がどう云うふうな方法で連絡したか、それも具体的に説明お願いします。

市長～係が来たら1応お答えする様に致します。

5 番～それでは、今の説明の中には、たしかに区長に連絡したと云う説明がありましたが、これは想像でそう云うふうに答弁しているのですか。

市長～いや課長からの報告があつて私は、

5 番～課長に聞きましょう。課長は想像によつてこう云う報告を市長にやつたんですか。

財政課長～この告知の件は、

5 番～いや、私が聞いているのは区長に連絡したと云う事を課長は課長の立場で市長に今報告しましたその報告は貴方自身が指示してさせたからこう云う報告したんですか。又現に区長に職員が連絡したのを目撃したから、或はそう云う連絡を受けたからそう云う報告をしたんですか。それとも自から区長にそう云うふうな連絡をしたんですか。

財政課長～いや、係がです。これは今係がおりませんのでどうとは云えません。しよつちゆう真志喜の区長とは連絡を取り合つておりますので直

告知書を受理してから、これに市長が取つた具体的方法を説明お願いします。告知書を受理してから、現在に至るまでこの告知書に関連して取つた市長の処置、具体的に説明して下さい。

市長～この告知は掲示板に告示すると共に口頭で区長に伝えたと言ふことになつております。

5 番～質問を更に続きます。掲示板にはいつ掲示なされましたか。

市長～笑はですか。こう云ふ書類の受付月日と云ふのは、

5 番～私が質問しているのは、掲示板に掲示したと云ふ市長の説明ですからいつ掲示したのかを質問しております。

市長～土地係の方で告知した様であります。今職員がおらないと云ふので1応控えをさがしてから、月日を知らせたいと思つております。

5 番～それでは、掲示板に掲示した事実をはつきりしておりますか。

市長～はい。

5 番～更に次に区長に連絡したと云ふふうな説明がありました。何時誰がどう云うふうな方法で連絡したか、それも具体的に説明お願いします。

市長～係が来てから1応お答えする様に致します。

5 番～それでは、今の説明の中には、たしかに区長に連絡したと云ふ説明がありました。これは想像でそう云うふうに答弁しているのですか。

市長～いや課長からの報告があつて私は、

5 番～課長に聞きましょう。課長は想像によつてこう云う報告を市長にやつたんですか。

財政課長～この告知の件は、

5 番～いや、私が聞いているのは区長に連絡したと云う事を課長は課長の立場で市長に今報告しましたその報告は貴方自身が指示してさせたからこう云う報告したんですか。又現に区長に職員が連絡したのを目撃したから、或はそう云う連絡を受けたからそう云う報告をしたんですかそれとも自から区長にそう云うふうな連絡をしたんですか。

財政課長～いや、係がです。これは今係がおりませんのでどうとは云えませんが、しよつちゆう真志喜の区長とは連絡を取り合つておりますので直

ちにこの旨を述べたと云う様な内容でも充分かみこされたものと思つております。

5 番～今の説明と先つきの説明を良く聞いて下さい。市長も課長も4つのみをそろえて先程の市長の説明は区長にも連絡をすませたと云う事を云つております。そうでしょう。しかしそうであることと云うことをそのまま信じた場合には当然これは区長に連絡した事になりますか、私は疑問を持ちますから、続けて質問致しました。そうすると同じ質問に對して現在の質問は多分そうしうたであらうと云う想像の立場から説明をしている。なぜそう云うふうな良いかげんな説明を致しますか、面白半分重要な問題に對する答弁をなされたら困ります。真けんには答弁して下さい。私自身が真けんを質問しておりますから面白半分では困ります。

財政課長～直接そう云つた連絡を取り合つているのは、軍用地係と云うものがあります。

5 番～先つきの市長にですか、市長に報告した、市長に連絡したと云うその報告はですか、想像でやつた訳ですか、たぶん連絡もたであらうと云う想像に基づいて市長に連絡してありますと云う市長に報告となつた訳ですか。

財政課長～そうですね。

5 番～そうですね。であるからにはたしかめてない事実に基づいて想像に基づいての報告はこれはどうですか。それで妥当と思ひますか、妥当じゃなければその場で訂正していただきたい。訂正しなくても良いです。訂正して欲しいと云うのは私の要望でありまして訂正しなくても良いです。

財政課長～いや直接取つている人は今いないんですが、

5 番～いや、私の質問に答えて下さい。自分の意見は別にです。私の質問に答えるのが貴方の職務です。今は市長はです。区長に連絡しましたと云う答弁は明らかにやつておりますか、それを更に私が続けて質問致したら、課長の報告に基づいたところで報告した課長である貴方の話が引き続き質問を続行したいわけ連絡した事を事実によつてたしかめたんじやなくして、たぶん報告したであらうと云う想像に基づいて市長に報告した事は貴方自身の今日かから出た言葉ではつきりしていでしよう。そこで先つきの市長に對する報告は妥当じゃない報告であることと云う事は、これは自ずかからつきりしている訳であります。私の今の要求は妥当じゃなく報告を市長にした事はそれに対して訂正する考はないですかを聞いています。訂正しなくても、わびるべきです。貴方は、？

ちにこの告示をしたと云う様な内容でも充分かみこされたものと思つております。

5 番～今の説明と先つきの説明を良く聞いて下さい。市長も課長も4つのみをそろえて先程の市長の説明は区長にも連絡をすませたと云う事を云つております。そうでしょう。しかしそうであると云うことをそのまま信じた場合には当然これは区長に連絡した事になりますか。私は疑問を持しますから、続けて質問致しました。そうすると同じ質問に対して現在の質問は多分そうしたであろうと云う想像の立場から説明をしている。なぜそう云うふうな良いかげんな説明を致しますか。面白半分重要な問題に対する答弁をなされたら困ります。真げんに答弁して下さい。私自身が真げんに質問しておりますから面白半分では困ります。

財政課長～直接そう云つた連絡を取り合っているのは、軍用地係と云うものがありまして、

5 番～先つきの市長にですか、市長に報告した、市長に連絡したと云うその報告はですか、想像でやつた訳ですか、たぶん連絡もたであろうと云う想像に基づいて市長に連絡してありますと云う市長に報告となつた訳ですか。

財政課長～そうですね。

5 番～そうですね。であるからにはたしかめてない事実に基づいて想像に基づいての報告はこれはどうですか。それで妥当と思いませんか、妥当じゃなければその場で訂正していただきたい。訂正しなくても良いです。訂正して戴きたいと云うのは私の要望でありまして訂正しなくても良いです。

財政課長～いや直接取っている人は今いないんですが、

5 番～いや、私の質問に答えて下さい。自分の意見は別にです。私の質問に答えるのが貴方の義務です。今は市長はです。区長に連絡しましたと云う答弁は明らかにやつておりますか、それを更に私が続けて質問致しましたら、課長の報告に基づいたそこで報告した課長である貴方の話が引き続き質問を続行したらいわゆる連絡した事を事実によつてたしかめたいやなくして、たぶん報告したであろうと云う想像に基づいて市長に報告した事は貴方自身の今の口から出た言葉ではつきりしているでしょう。そこで先つきの市長に対する報告は妥当じゃない報告であると云う事は、これは自ずからはつきりしている訳であります。私の今の要求は妥当じゃない報告を市長にした事はそれに対して訂正する考えはないですかを聞いているんです。訂正じゃなくて、わびるべきです。貴方は、？

財政課長～訂正します、くわしい事は後で係が来た場合にです、報告します。

5 番～それでは今主管課長と責任者の市長がわかるべき立場にある両人がわ
 からない訳ですから私自身から説明致します、しかも引用いたし
 の武鳥さんが直接地主会から4～5日頃をいつかの日、丁度役所な
 ます。要求告知書が来てから4～5日頃をいつかの日、丁度役所な
 前でごう然に真志喜の区長と、かおを合わせたら、そう云うふうな
 事が来ておりますよ、奥く聞いて下さい、そう云うふうなDEから要
 求告知書が来ておりますよ、この範囲内の言葉で区長にそう云つたそ
 そうです、そこで私が係に訪ねました、それだけで済むかと云つたらそ
 れだけで済むとそれじやDEから市当局に要求告知書が来ているだから
 真志喜の区長は1つよろしく関係地主にその様に伝えてもらいたいこ
 う云うふうに貴方は区長に云いましたよ、と云つたら、いやそうでは
 ありません、只要求告知書が来ているよ、それだけ云つたと、それで
 は係から末端行政の担当者をして住民に周知させる目的を持って、区
 長に云つたのとは違ふじやないかと、只目の前に区長が属つたから
 個人的に口から只出ただけの話しじやないか、そうでしよう云つたは
 そうであります、いわゆるそれは唯一の事実であります、これは私
 の想像じやありません、武鳥さん自身が真志喜の地主会の際に私
 の質問に対して説明した内容であります、この事実からしても市当局は
 区長に対してなん等の連絡も取られておりません、要求告知書が来て
 いるぞと云う事を全然取られていない事実はこればかりです、
 はずであります、そこでお訪ねしますが、布令20号の第2項のB項
 そそこには要求告知書を受理した市長は、つまり市長村長は掲示板にそ
 のむねを掲示して、これは当然法務務であります、更にそれだけ
 やすまされておられません、更に公簿上の所有者又既知の利害関係者
 に早急に周知させる事は、市長村長の責務と云うふうな明らかな
 掲げられております、これは私なり解しやくから致します、
 に道義的義務を果せうと思ひます、前文は法務務、後文は市
 長は市民の福祉と云う立場からこう云うふうな要求告知書が来てい
 るぞと云う事は法務務じやないにしても、道義的立場から市民に対
 するサービスと云う立場から当然可能な限りの手段を持って、いわゆ
 る所有者、利害関係者に通知させると云う事は法務務をしてうたわれ
 ております、しかもかかわらず私達自身も、地主の1員であります、
 軍病院の敷地の地主全員が私が知っております範囲においては地主
 会において地主会において私が訪ねて知つた事があります、1人位
 いは知つていたかと思われ人がおります、いわゆるこの1人
 以外の全地主は取得要求告知書が直寄渡所に来ている事を知つた
 のは4月の11日であり、そうすると今の直寄渡所に来ている事は知つた
 Eからの要求告知書を受領してから地主がこの事を知つた4月11日
 までは相当の期間を経過しております、布令50号の第2項には
 この要求告知書が発行されてから、60日を経過した場合には軍当局
 はこの要求告知書が来ると云うふうなうたわれております、そこで
 されてから60日間と云う事があえてその期間をもうけたのは地主に対

財政課長～訂生します。くわしい事は後で係が来た場合にです。報告します。

5 番～それでは今主管課長と責任者の市長がわかるべき立場にある兩人がわからない訳ですから私自身から説明致します。しかも係である所の武島さんが直接地主総会で明確に説明した事をそのまま引用いたします。要求告知書が来てから4～5日頃たつたいつかの日、丁度役所前でぐう然に真志喜の区長と、かおを合わせたから、そう云うふうな事が来ておりますよ。良く聞いて下さい。そう云うふうにDから要求告知書が来ておりますよ。この範囲内の言葉で区長に只そう云つたそうです。そこで私が係に訪ねました。それだけですかと云つたらそれだけですとそれじやDから市当局に要求告知書が来ているだから真志喜の区長は1つよろしく関係地主にその様に伝えてもらいたいこう云うふうにご方は区長に云いましたな。と云つたら、いやそうではありません。只要求告知書が来ているよ。それだけ云つたと、それでは係から末端行政の担当者をして住民に周知させる目的を持つて、区長に云つたのとは違うんじゃないかと、只目の前に区長が居つたから個人的に口から只出ただけの話じゃないか、そうでしょうと云つたらそうでありますと、いわゆるそれは一の事実であります。これは私の想像じやありません。武島さん自身が真志喜の地主総会の時に私の質問に対して説明した内容で有ます。この事実からしても市当局は区長に対してなん等の連絡も取られておりません。要求告知書が来ているぞと云う事を全然取られていない事実はこれははつきりしているはずであります。そこでお訪ねしますが、布令20号の第2項の項そこには要求告知書を受理した市長は、つまり市長村長は掲示板にそのむねを掲示して、これは当然法的義務であります。更にそれだけじややすまされておられません。更に公簿上の所有者又既知の利害関係者に早急に周知させる事は、市長村長の責任とすると云うふうな条項が掲げられております。これは私なりの解しやくから致しますと明らか道義的義務を果せた条文だと思います。前文は法的義務、後文は市長は市民の福しと云う立場からこう云うふうにご要求告知書が来ているぞと云う事は法的義務じやないにしても、道義的立場から市民に対するサービスと云う立場から当然可能な限りの手段を持つて、いわゆる所有者、利害関係者に通知させると云う事は義務法をしてうたわれておりますにもかかわらず私達私自身も、地主の1員であります。軍病院の敷地の地主全員が私が知っております範囲においては地主総会において総会において私が訪ねして知つた事があります。1人位は知つていたかなあと思われの人がおりますが、いわゆるこの1人以外の全地主は取得要求告知書が宜野湾市役所に来ている事を知つたのは4月の11日であります。そうすると今の宜野湾市当局がDからの要求告知書を受理してから地主がこの事を知つた4月11日までは相当の期間を経過しております。布令50号の第2項 項にはこの要求告知書が発行されてから、60日を経過した場合には軍当局は強制収用が出来ると云うふうにごうたわれております。そこで発達されてから60日間と云う事があえてその期間をもうけたのは地主に対

してそう云う事が来た事に新しい事案に対して、地主は自からのいわゆる契約するかしないか、と云つた様な自からの立場を考えさせる為の地主の利点をはかつての余ゆう期間だと思われま。この60日を過ぎて120日間以内に若しその委託されておる琉球政府が地主と契約折衝が出来なかつた場合に強制取用と云うような行政措置が出来る様な条文がうたわれております。市当局が、この問題にとつて来た態度は非常に納得出来ない点があります。と申しますのは、軍用地の賃借権取得の場合に地主と折衝或は説得の役をあおせつかつた者は琉球政府の法務局管轄のいわゆる土地事務所であります。従つて土地事務所は自分に与えられた職務でありますから、いやでも、応でも当然職務上の義務と云う立場から地主に早めに契約しようとするような行動に出てくるなら、1応はうなずけます。しかしながら、地主の利益の立場になつて、その問題に対処すべき宜野湾市当局の職員が地主の意向を完全に無視して、あきらかに当局の立場、すなわち土地地主の立場早めに土地を契約しよう。早めにそう云うような事実に持つて行こうと云うような計画的に策謀した事案があります。市長はこう云うような行動は、これはあるべきすがただと云うふうに思われますか地主自身は、地主總會において、かりに現状からおして軍当局は確かに解放しないであろうと云う事が1応予想されても将来の為を考えて向こうから借りたいから契約に印をおしてくれと来た場合に、すぐ貸しましようと思つても、その前に我々は実際は自分が使いたいから解放陳情書を提出したと云う既成事実を設けた方が将来の為に有利になると云う考え方に立ちまして急いでその要求告知書が来ていゝる事を知つた日のあくる日にそれこそいわゆる夜中の作業を続けさせて陳情書の手続を完了した訳であります。そう云うような事案を知つていながら、その次から早く契約してくれ、早く契約してくれ聞く所によると早く契約した方が、地代を早くもらえとか、更に又若し契約をしどつていた場合には強制取用されるおそれがある、強制取用された場合には善意契約の場合よりは当然地主の方がいくらか不利になるんだとか、と云つた様な全たく当局の立場、地主側の利益に相反する様なまつたく反対の立場から動いている事が有りますが、これは百歩ゆづつても善意に解しやくする事は出来ません。こう云うように市長は部下職員にして当らしめておるんですか、この問題で非常に重要性が懸念される事を若しお氣付にならなかつたら毎日私が又しかるべき態度に出る用意を持っております。だからあいまいな答弁でにごさないではつきりとしてこの問題に答弁して載きたい。旧軍病院の敷地はおよそ何万坪でありますか、財政課長答弁して載きたい軍用地は財政課の所管になつております、財産だけはわかつてもらわんと困りますから、

財政課長～今それ私資料持つておりませんが、後で職員、？

5 番～大体でもおわかりないですか、300坪位いか、100万坪位いか、そう云うような大体はおわかりじやないですか、或は10万坪位とか

それでは感心出来ません。軍用地は現在においての財政課の所管事項じやないですか（そうです。と答える）

それじやです。この100坪の土地は軍用地は所有者は誰であるかと云つた様な細い事は答弁する必要はありません。然し一括して相当な大きな面積を有する旧軍病院地のおよそその数倍さえないと云うことは市当局が軍用地に対しては全然無関心で有ると云う証こであります。こう云うふうに受取つてよろしいですか。1応わからなければわからないで良いと致しまして、そう云うふうに相当坪数の軍用地は、これは住民の経済的立場からも又これが各々の面から非常に大きな問題であります。決して一部地主と云うふうな問題ではありません。おそらく50万坪以上じやありませんか、こう云つたばく大な面積に關する重要問題に対してわかりませんか、とにかくわかりません主義では困ります。これは布令20号にさかのぼつてまだあの報告に対しまだ市長は答弁なされてないですが、もしなければ布令の条文を準備して下さい。賃借契約取得についてこの議題の布令第20号の第2項の8項をいづるこれに先つきも私が質問の中に云いました要求告知書を受理した市長は、それを掲示すると同時に掲示は法的義務であります。更にその末びには関係地主、更に利害關係者にそのものを早急にいわゆるいつても良いと云うんじやありません。早急に周知させる事は市町村長の責任とするとなつております。これは当然市長は住民の利便を図ると云う立場から解しやくした場合には通知の連絡を取るべきである云うふうには私は解しやくしております。そこでそう云う解しやくで進める訳であります。そう云つた問題も先つきの様に区長に連絡したとか、はつきり連絡したなら連絡した事を書面でもつて明らかにすべきであつて人の口と云うのは都合が悪ければやつた事実、やらないとか、やらなかつた事もやつたとか、そう云うふうな事実は過去にして、新聞紙上にしては色々人のみみに聞いて、或は又読んだりして知つております。だから連絡したとか、しなかつたとか問題の余地を残さない為には書面をもつて連絡すれば何もそこに不願ゆかいな事は残さないですむのに、どうしてそう云うふうなルーズなやり方をやりますか、もし私が先に説明した係は区長に連絡してないと云う事実が本当だとする場合は市長はそう云つたその要求告知書をめぐつて市当局が取つた自からの取つた態度にどう云うふうにお考えですか、ザックバランでもよろしいですから1ツ考え方を答弁して戴きたいと思つます。

市長～そう云う大事な事務を法規通りに行なつてないと云う事はまちがいがありまして、今後そう云うまちがいをおこさない様に充分注意したいと思つております。

5番～率直に冷静な気持になつて市長がそう云うふうなお考えがありますならばすぐこの場でこの問題を打ち切ります。今後もまちがいは間違ひであつたと云うふうには率直な気持になるんだつたら私は~~答~~えて質疑を続行致

行政しません。以後そう云うような事がない様に一つ細心の注意を
はらつて行政執行その他の委かされた業務をやつてもらいたい事を
かねて要望致します。

議 長～ 暫休願致します。(午後零時39分)

議 長～ 再開致します。(午後2時10分)

9 番～ 私の2番目の質問はすでに済まされたので3番目に移ります。
すでに今まで補助を続けられて来ました。3つの問題があります
その件について質問します。既止された補助がいかなる実績を上げ
て来たか、その実績のあらましを説明してもらいたい。又新しく補
助をされる様なものがありましたら、それについて御説明願います。

経済課長～ 私の方から御説明申し上げます。荒蕪地の解満の問題であります
が、この方はその実績が61年が2千アール、それから62年が2
千アール、76年が1660アールと云う合計して5600アール、
荒蕪地を解満しておられます。市としてこれが非常に利の出る
ものでございまして、相当に産出を増やしておられます。それから
策補助金でございまして、この方は協同出荷を奨励すると云う意味に
おきまして、玉ネギとそれから馬レイ等の協同出荷を奨励して
やつておられます。この方も年々200箱程度の出荷をやって
おられます。それから(ハ)の方の干草購入補助金は実績が61年
で106項、62年が179項、現年度の248項、計533項になつて
おります。この3ついずれも市は補助金を出してございまして、この
農産物の生産状況とそれから市場の需給と云う様な意味から
の補助金をやつた訳でありまして、それが市場の需給と云う
連成をたす云う補助金のあり方と云う面からは、新らしい補助
する様ないかと考へる生産投資と云う様な面からは、真に市が
交付しなければならぬか、考へておられます。その場合、是非
云う問題は農家の自家自給を企てられれば、その面は
まずなれば、実施出来ないので、その面は
今後又色々農産物の合理化近代化と云う意味から
そう云う態勢が出来た時に、そう云う面の補助金を今後考
たいと云うふう考へております。

9 番～ 4番と5番は関連して終りましたので、6番目の区画整理事業につ
いては早速に推進なさるべきだと思いますが、その認可と大体の予
定はいつ頃かからやる様に考へて居りますか。

市 長～ この件は後でお答えします。

行致しません。以後そう云うような事がない様に1つ細心の注意をはらつて行政執行その他の委かされた業務をやつてもらいたい事をおかねて要望致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時39分)

議長～再開致します。(午後2時10分)

9番～私の2番目の質問はすでに済まされたので3番目に移ります。すでに今まで補助を続けられて来ました。3つの問題がありますがその件について質問します。廃止された補助がいかなる実績を挙げたか、その事実のあらましを説明してもらいたい。又新しく補助をされる様なものがありましたら、それについて御説明願います

経済課長～私の方から御説明申し上げます。開地の解消の問題であります。この方はその実績が61年が2千アール、それから62年が2千アール現年から1660アールと云う合計しまして5600アールの開地を解消しております。市としてこれがキビ作に利用され対策補助金であります。この方は協同出荷を奨励する云う意味におきまして、玉ネギとそれから馬レイ碧の協同出荷を協を通じてやつております。この方も年々200箱程度の出荷をやつております。それから(八)の方のチク入利子補助金は実績が61年で106項62年が179項現年度が248項計533項になつております。この3ついずれも1応市のいとしておりますところの農産物の生産状況とそれから琉球機構の整備と云う様な意味からこの補助金をやつた訳であります。1応残がやつておる所の目的は達成されたと云うふうに考えております。新しい補助金についてはズありませんが今後の補助金のあり方としましては真に市の経済が発展する様ないわゆる生産投資と云う様な面に補助金を向けて行くべきじゃないかと考えております。その場合には非常に多額の補助金を交付しなければいけないと又それを受入れる。その農業の企業化と云う問題を農家の方が自から企画をしなければいけないと云う事がまずなければ実施出来ないと訳でありますので、その面に付しましては今後又色々農業の合理化近代化と云う意味から啓導致しましてそう云う態勢が出来た時にそう云う面の補助金を今後は考えて行きたいと云うふうに考えております。

9番～4番と5番は関連して終了したので、6番目の区画整理事業については早急に推進なさるべきだと思っておりますが、その認可と大体の予定はいつ頃からやる様に考えて居りますか、

市長～この件は後でお答えします。

10番～第1番目に市長は市町村自治^法177条により毎年2割以上予算の状
況収入の状並びに予算変更さらに1割増入れ金の現在高その他財
産に関する事項を住民に公衆しなければならず、その規定
を積極的に適用し予算と住民とのつながりをいつそう深める為の努
力を払うべきだと思いますが、市長は現在までどのような方法で行な
つて来たか、尚今後どのような方法で行なうかお伺い致します。

市長～その件は条例にもありましてこれを5～6割まで続けて来たんだが
その後猶行してないと云うので私からも課長に奥くきまつた条例の
通りにこれを公衆する様に云うてあります。今後是非公衆を出す
に云うておられるが、必ずしも公衆するに云うておられるので、
にして得たいと思っております。

10番～何年位前まではなされた訳ですか、

財政課長～61年の3月まではやつております。

10番～法にもうたわれておるし、いわゆる予算の状況そう云うすべてのも
のが住民にわかつて始めて協力と云うものが生まれて来るんじゃない
かと思うので御ざいます。ぜひ2割以上を公衆して載く様要望
します。

1番～61年度までこの規定を適用して公衆したとおつしやいますが、そ
の後断続した理由については、どう云う理由でございますか、

財政課長～再三申上げる様でございますが、庶務の仕事は私がほとんどやつ
ておまして、その後賦課事務に職員は全部専念している様なも
で申は普通の仕事におわれてどうしても残業しなけりやならん
云う様な事象になつて居る訳であります。それに尚今度の場合も3
月にはやろうと云うふうに考えておりましたが、62年度の決算の
分まで1割に合せてやろうと云うふうに考えていましたけれども
4月になつても充分に処理されておりましたので、更に62
年の決算も63年度の執行状況も合せて公衆したいと云う様な考
えて今進めております。

15番～これはどう云つた方法で配布されておつたか、

財政課長～それは世帯割にしてですか、その世帯に応じて各班まわりにでも見
てもらおうと思ひましてその割に部落に配分してやつて行つた訳
であります。

10番～次は郡計の郡計事業についてでございますが、その問題については
先程から色々と回答を立されておる様でございますが、いわゆる私
がお伺い致しますのは、早瀬実施、早瀬実現の為に市として起債を

10番～第1番目に市長は市町村自治177条により毎年2回以上予算の状況取入の状況並びに予算更正さらに1時借入れ金の現在高その他財産に関する事項を住民に公表しなければならないとあり、その規定を積極的に適用し予算と住民とのつながりをいつそう深める為の努力を払うべきだと思いますが、市長は現在までどの様な方法で行なつて来たか、尚今後いか様な方法で行なうかお伺い致します。

市長～その件は条例にもありましてこれを5～6回まで続けて来たんだがその後猶行してないと云うので私からも課長に良くきまつた条例の通りにこれを公表する様に云うてあります。今後は是非公表を出す様に云うてあげようが、外は是非公表を出す様に云うてあげようが、にして行きたいとこう思つております。

10番～何年位前まではなされた訳ですか。

財政課長～61年の3月まではやつております。

10番～法にもうたわれておるし、いわゆる予算の状況そう云うすべてのものが住民にわかつて始めて協力と云うものが生まれて来るんじゃないかと思つるので御座います。ぜひ2回以上を公表して戴く様要望致します。

1番～61年度までこの規定を適用して公表したとおつしやいますが、その後断続した理由については、どう云う理由でございませうか。

財政課長～再三申上げる様でございませうが、職務的仕事は私がほとんどやつておりました、その後賦課事務に職員は全部専念している様なもんで目中は普通の仕事におかれてどうしても残業しなけりやならんと云う様な事態になつて居る訳であります。それに尚今度の場合も3月にはやろうと云うふうに考へておりましたが、62年度の決算の分まで1階に合せてやめようと思つておりましたが、次に62年の決算も63年度の執行状況も合せて公表したいと云う様な考へで今考へておりました。

15番～これはどう云つた方法で配布されておつたか。

財政課長～それは世帯割にしてですか、その世帯に応じて各班まわりにでも見てもらおうと思ひましてその割に部落に配分してやつて行つた訳であります。

10番～次は都計の都計事業についてでございませうが、その問題については先程から色々とお答をなされておる様でございませうが、いわゆる私がお伺い致しますのは、早期実施、早期実現の為に市として起債を

なして事業を進める考えを持つておられるかどうかをお伺い致します。

市長～そのつもりであります。

10番～時期は大体見通しはいつごろですか。

市長～先つきの9番議員の答えと1番にお答え致しますがその時期に来ていわゆる減歩率で持つてその目を計算して或は起債をおこなう時が来るかも知れません。はつきりしたことは関係課長が来なければできないと、？

10番～この問題については関係課長が来なければ出来ないと言ふことでもありますので3番に移ります。水道料金の延滞者は商業地区と農業地区とどちらが多いか、現年度分月別徴収率条例による納期と比率を示せ。

(イ) 徴収員1人の受持件数は現在何件か、最高何件までは出来ると思うか。

(ロ) 徴収率はおもわしくないが、どこに欠そんがあつたか。

(ハ) その対策は如何に。

市長～本件に関して資料を水道課長が準備しておりますので後程お配りします。

水道課長～水道料金の延滞の区別でございしますが、水道料金の都市地区と農村地区とを分けた場合にはやはり件数においても給水施設においても商業地区の都市地区が相当多いのでございしますが、その間に商業地区の方が延滞者は多い事になつております。現年度分の徴収率条例による納期と比率を示せと言ふ問いでございしますが、条例の方ではその月分はよく月の月末までに納付と云う事になつております。それでそこには比率を出してありますがその月分、その納付期間内で入つたのは21,2%それから8月分が、7月から順をおうてパーセンテージを申し上げます。7月が21,2%、8月が23,4%、9月が27,9%、10月分が29,5%、11月が31,9%、12月が22,5%、1月が29,2%、2月が30,3%、3月が28,7%、4月が38,6%とそう云うふうになつております。それから(イ)問にお答えします。

現在の受持件数は700件から、800件と云うふうには件数が必ずもつとはつきり申し上げますと、685件を1人受持つております。もう1人は814件それからもう1人は791件、こう云うふうには現在件数を受持つております。それから最高何件まで出来るかと云う御質問でございしますが、私の方としましては1000件までは大じよう夫可能であるところ想つております。

それから(ロ)の方に徴収率は思わしくないがどこに**缺陷**があるかどう云うふうな問いでございしますが、**欠陥**と申しますとこれを具体的に

なして事業を進める考えを持つておられるかどうかをお伺い致します。

市長～そのつもりであります。

10番～時期は大体見通しはいつごろですか、

市長～先つきの9番議員の答えと1諸にお答え致しますがその時期に来ていわゆる減歩率で持つてその日を計算して或は起債をおこなす時が来るかも知れません。はつきりしたことは関係課長が来なければできないと、?

10番～この問題については関係課長が来なければ出来ないと言ふことでもありますので3番に移ります。水道料金の延滞者は商業地区と農業地区とどちらが多いか、現年度分月別徴収率条例による納期と比率を示せ。

(イ) 徴収員1人の受持件数は現在何件か、最高何件までは出来ると思うか。

(ロ) 徴収率はおもわしくないが、どこに欠そんがあつたか、

(ハ) その対策は如何に、

市長～本件に関して資料を水道課長が準備しておりますので後程お配りします。

水道課長～水道料金の延滞の区別でございますが、水道料金の都市地区と農村地区とを分けた場合にはやはり件数においても給水栓数においても商業地区の都市地区が相当多いのでございますが、その間に商業地区の方が延滞者は多い事になつております。現年度分の徴収率条例による納期と比率を示せと言ふ問いでございますが、条例の方ではその月分はよく月の月末までに納付と言ふ事になつておりますそれでそこには比率を出してありますがその月分、その納付期間内で入つたのは21,2%それから8月分が、7月から順をおうてパーセンテージを申し上げます。7月が21,2%、8月が23,4%、9月が27,9%、10月分が29,5%、11月が31,9%、12月が22,5%、1月が29,2%、2月が30,3%、3月が28,7%、4月が38,6%とそう云うふうになつております。それから(イ)問にお答えします。

現在の受持件数は700件から、800件と云うふうにより件数があつてもつとはつきり申し上げますと、685件を1人受持つております。

もう1人は814件それからもう1人は791件、こう云うふうにより件数を受持つております。それから最高何件まで出来るかと云う御質問でございますが、私の方としましては1000件までは大じよう夫可能であると思つております。

それから(ロ)の方に徴収率は思わしくないがどこに缺陷があるかと云うふうな問いでございます。欠陥と申しますとこれを具体的に

210

説明して行つた場合にはより多く納期までの徴収期間を持つと云う事がこの徴収に非常に影響してくるんじゃないかと思ひます。だから実際に徴収係が徴収を始めて、そして調定をする期間を出来るだけ短くして、そして集金人の期間を可能な限り長く持つと云う事になるんじゃないか。現在の所はこう云うふうを考えております。その対策として(八)のどう云うふうにするかと云う御質問でございますが、現在徴収係が2名で3000件の徴収をやつておりますが、宜野湾は普天間から喜友名、伊佐、大山、大謝名、宇地浦、真栄原、神山とやがて地域的には全市内に範囲は広がっている様な事になつておりますので、そこで徴収の場合に活動性を持たせると云う意味で今度予算にも計上してあります様に、オートバイを購置したいと云う事でもありますので、それで徴収を可能な限り短期間で徴収してしまふとそれから調定が早く徴収集金人への徴収業務を開始せると云う事はもちろんですが、1応集金人が取つて歩いてこの徴収不能が集金人の方と連絡してこの面の強化をなしての滞りなく連絡を早急に連絡してその後の事務の処理をしていくと云う様な方法でもつて徴収の強化を図つて行きたいと云うふうを考えております。

10番～この比率は後で良いですから、別物にしてお願いします。今先の御答弁によりますと、徴収の期間を長くするとおつしやつておりましたが、それはどう云う意味ですか。

水道課長～結局徴収して実際に集金人がよく月の末日までの納期の期間をですか。長く出来るだけ可能な限り短くしてそう云う納期までの徴収の期間を多く持つと云う意味です。

10番～すると水道料金は、いわゆる引続き徴収する様になつておるんですか、いわゆる3ヶ月位い或は1ヶ月後徴収をやれば、それまでに事務的に出来ないと云う意味ですか。

水道課長～これは事務的に出来ないと云うよりはこれは？。

10番～事務が完結されていない訳ですか。

水道課長～集金と云うものは、納期内の分だけに限られて滞納の処理は2ヶ月も3ヶ月分もとまつているものは結局それだけの金額を当然払うので毎日々々滞っている集金の期間においては、滞る日数を多くすると云うことによつて成績を落すと云う意味です。

10番～いわゆる課長さんの方はいわゆるよく月までには徴収は出来ないから、いわゆる条例にはよく月なつております。その33条を変え

解明して行つた場合にはより多く納期までの徴収期間を持つと云う事がこの取金に非常に影響してくるんじゃないかと思ひます。だから実際に検針係が検針を始めて、そして調定をする期間を出来るだけ短くして、そして集金人の期間を可能な限り長く持つと云う事になるんじゃないかと現在の所はこう云うふうを考えております。その対策として(八)のどう云うふうにするかと云う御質問で御座いますが、現在検針係が2名で3000件の検針をやつておりますが、宜野湾は普天間から喜友名、伊佐、大山、大謝名、宇地浦、真栄原、神山とやがて地域的には全市内に範囲は広がっている様な事になつておりますので、そこで検針の場合に活動性を持たせると云う意味で今度予算にも計上してあります様に、オートバイを購入したいと云う事でもありますので、それで検針を終わって調定をその短期間で検針してしまつたら早速徴収集金人への徴収1件・1件の調定が出来上がりましたら早速徴収集金人への徴収業務を開始させると云う事はもち論であります。1店集金人が回つて歩いてこの後に徴収不能が集金人の方と良く連絡してこれは取れなかつたと云う様な連絡があれば今度の後事後処理の面の強化としての滞納整理係に早速連絡をしてそれでこの面の処理をして行くところ云う様な方法でもつて徴収の強化を図つて行きたいところ云うふうを考えております。

10番～この比率は後で良いですから、刷物にしてお願いします。今先の御答弁によりますと、徴収の期間を長くするとおつしやつておりましたが、それはどう云う意味ですか。

水道課長～結局検針して実際に集金人がよく月の末日までの納期の期間をですか。長く出来るだけ可能な限り短くしてそう云う納期までの徴収の期間を多く持つと云う意味です。

10番～すると水道料金は、いわゆる引続き徴収する様になつておるんですか、いわゆる3ヶ月位い或は1ヶ月後徴収をやれば、それまでに事務的に出来ないと云う意味ですか。

水道課長～これは事務的に出来ないと云うよりはこれは？。

10番～事務が完備されてない訳ですか。

水道課長～集金と云うものは、納期内の分だけに限られて滞納の処理は2ヶ月も3ヶ月分もとまっているものは結局それだけの金額を当然払わぬので毎月々々回つてくる集金の期間においては、回る日数を多くすると云うことによつて成績を挙げると云う意味です。

10番～いわゆる課長さんの方はいわゆるよく月までには徴収は出来ないから、いわゆる条例にはよく月なつております。その33条を変え

る事によつて徴収率が上がると云うふうな御見解ですか、

水道課長～結局延滞者に対して徴収人の圓る圓数を多くすることによつて徴収のパーセンテージを上げると云う意味です。

19番～今の検針からですか、検針ですね、料金伝票の配布まで大体どれ位かかっていますか、そしてそのいわゆる検針されて来たその水量計算してですか、伝票を作つて配布するまでに必要とする人数ですかそれは現在何名でやつておられますか、

水道課長～検針係が現在の所2名集金が3名、5名それに又これの固定に関係しているのが、2名でございます。

19番～検針はこれだけと持つて来ますか、それによつて料金を計算して配布するまでにどれ位かかりますか、その事務処理は何名でやつておりますか、

水道課長～2名でやつております。

19番～2名でですか、

水道課長～はい。

19番～大体何日位かかりますか、

水道課長～現在の所大体1ヶ月と40日を要する。

19番～1ヶ月から40日ですか、相当スピードのある資料を内地の事務資料をもつて来てありますが、その中に確しか事務機の何が書いた資料があると思います、この現在持つている事務機械と云うのは英語のタイプライター1個だけですか、

水道課長～そうであります。

19番～水料ですか、金額が同時に打てる様な東しはタイプ計算機と云うのがあります。その購入について課長考えた事がありますか、そうした場合は、この検針からですが、今書発行までには1人ですか、確か3000件余りは2日～3日位いで可能だと思います、もしそれを検討されてなければ、1店御検討して下さい。

水道課長～最後の件は1店事務機は問い合わせで係の方とも話して見たんですが、それで現在のタイプをその機械に変えた方が良いんじゃないかと云う様な事も進めたんですが、その機械よりは書いた方が早い

る事によつて徴収率が上がると云うふうな御見解ですか。

水道課長～結局延滞者に対して徴収人の回る回数を多くすることによつて徴収のパーセンテージを上げると云う意味です。

19番～今の検針からですか、検針ですね、料金伝票の配布まで大体どれ位かかっていますか、そしてそのいわゆる検針されて来たその水量計算してですか、伝票を作つて配布するまでに必要とする人数ですかそれは現在何名でやつておられますか。

水道課長～検針係が現在の所2名集金が3名、5名それに又これの調定に関係しているのが、2名でございます。

19番～検針はこれだけと持つて来ますか、それによつて料金を計算して配布するまでにどれ位かかりますか、その事務処理は何名でやつておりますか。

水道課長～2名でやつております。

19番～2名でですか。

水道課長～はい。

19番～大体何日位かかりますか。

水道課長～現在の所大体1ヶ月と40日を要する。

19番～1ヶ月から40日ですか、相当スピードのある資料を内地の事務資料をもつて来てありますが、その中に確しか事務機の何が書いた資料があると思います。この現在持つている事務機械と云うのは英語のタイプライター1個だけですか。

水道課長～そうであります。

19番～水料ですか、金額が同時に打てる様な真しはタイプ計算機と云うのがあります。その購入について課長考えた事がありますか。そうした場合は、この検針からですが、令書発行までには1人です。確か3000件余りは2日～3日位いで可能だと思ひます。もしそれを検討されてなければです。1応御検討して下さい。

水道課長～最後の件は1応事務機は問い合わせた方も話して見たんですが、それで現在のタイプをその機械に変えた方が良いんじゃないかと云う様な事も進めたんですが、その機械よりは書いた方が早い

と云うことで、具仕上りはきれいんだがと云うことでした。

19番～いや、これは機械の種類が違うかも知れません、このいわゆる検針の票ですか、あれでやればですか、水通もです今度は水量の片方で数字さえ打てば、両方でやるんです。結局タイプ自体が計算したことになるそれを一方でタイプをたたけば、片方では計算が出来ます片方では水量がメーターに換算される、そう云つた機械なんです。

16番～只今の課長さんの御説明を聞いておりますと検針してから、測定して領収書の発行まで30日から30日位かかると云う事になりますと当然条例の改正と云う事も教えなくちゃいけない訳ですが、それについて条例の改正についてお考えになつた事が御座いますか、又只今19番さんがおつしやた様に機械を購入する事によつて現条例をそのままにして条例の枠内において可能だと云う様なお考えですか。

水道課長～条例の納付期を変えると云う様な気持は毛頭持っておりません、そう云う欠陥を出来るだけ改善して、それで条例通りの納期内で有効な徴収をやつて行くとそう云うふうに努めたいと思つております

議 長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議 長～再開致します。(午後2時45分)

10番～本土においては件数請負制により相当な実績を上げておるが、本市においても件数請負制を採用すれば相当な実績が得るものと思うが現在実施出来る段階にあるかどうか。

水道課長～この請負制と云うのは度々水道料金の徴収問題において出る事でございますが、現在公営企業法と云うのがありましてこれの施行規則がまだきまつておりません、それでこの面も我々の水道関係市町村の云えば無りの場合政府に強く要望しておりますが近内これが規則が出来ると思つております、その中でこの市町村の公金を取扱うもの自治法にうたわれている條例でございますがこの條例はつきり規則でうたわれる様な事になると思ひます、それでこの議員についてはその時のお互いの研究課題として当然出ると思ひますので現在の所においては請負制を実施すると云う事は考へておりません、地方公務員としての職員で出来るだけ可能な限りにおいて徴収成績を上げて行くと云う面では努めて行きたいと思つております。

18番～只今請負制の話が出ましたが、今の所考へてないと云う事であるんだがこれは出来るかどうか、請負制でもつて行く場合に法にふれ

と云うことで、只仕上りはきれいんだがと云うことでした。

19番～いや、これは機械の種類が違うかも知れませんが、このいわゆる検針の票ですか、あれでやればですか。水量もです今度は水量の片方で数字さえ打てば、両方でやるんです。結局タイプ自体が計算したことになりそれを一方でタイプをたたけば、片方では計算が出来ます片方では水量がメーターに換算される。そう云つた機械なんです。

16番～只今の課長さんの御説明を聞いておりますと検針してから、測定して領収書の発行まで30日から30日位かかると云う事になりますと当然条例の改正と云う事も教えなくちやいけない訳ですが、それについて条例の改正についてお考えになつた事が御座いますか、又只今19番さんがおつしやした様に事務機械を購入する事によつて現条例をそのままにして条例の枠内において可能だと云う様なお考えですか。

水道課長～条例の納付期を変えると云う様な気持は頭持っておりません。そう云う欠点を出来るだけ改善して、それで条例通りの納期内で有効な徴収をやつて行くとそう云うふうに努めたいと思つております

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

10番～本土においては件数請負制により相当な実績を上げておるが、本市においても件数請負制を採用すれば相当な実績が得るものと思うが現在実施出来る段階にあるかどうか。

水道課長～この請負制と云うのは度々水道料金の徴収問題において出る事でございますが、現在公営企業法と云うのがありましてこれの施行規則がまだきまつておりません。それでこの面も我々の水道関係市町村の云えば集りの場合政府に強く要望しておりますが近い内これが規則が出来ると思つております。その中でこの市町村の公金を取扱うものの自治法にうたわれている特例でございますがこの特例のはつきり規則でうたわれる様な事になると思ひます。それでこの議員についてはその時のお互いの研究課題として当然出ると思ひますので現在の所においては請負制を実施すると云う事は考えておりません。地方公務員としての職員で出来るだけ可能な限りにおいて徴収成績を上げて行くと云う面で現在は努めて行きたいと思つております。

18番～只今請負制の話しが出ましたが、今の所考えてないと云う事であるんだがこれは出来るかどうか、請負制でもつて行く場合に法にふれ

ないかどうか、そのへんを検討した事がありますか。

水道課長～これは公営企業ですから、法にふれるんじゃないかところ思っております。

18番～175条の3項ですか。

水道課長～いや、この請負制ですか、公営企業においては必ずしもどうしなればならないと云う事はない訳なんです、実際これを私とるか或は公営企業とかにそう云うものに請負させて、公金を徴収させると云う場合にどう云う方法でやると云う事はつきりした線が示めされてない訳です、だから個人とか、國体に請負制にして公金を任せると云うことは現在においては不可能じゃないかところ思っております。

18番～不可能であると思う、と云う事じやなくしてこの法はですか、175条の3項と云うのはつきり出来ない事であるのか、或は又本島内においてそう云うた事があつた事があるのか、例えれば國体、個人とありますが、税務所とか那覇市のあたりは納税所とか、銀行とか、或はその他機関に委託した所もあるか、聞いておりますが、その場合はどう云う法に基いてやつておられるか、やはりこの3項に該当するのそのへんを？、もし調査研究されておるんだつたら御説明願います。

水道課長～税の徴収と云うのは、これは新水で175条の値し書で委任することも出来る様になつて居りますが、原則としては公金の取扱いは出来ないと思つて居ますが、但し書で公営企業においてはそう云う取扱いは可能であると云う事になる訳であります、然しそれを取扱う場合にどう云う方法でやると云うふにやらない、明示されてないからそこを今度の政府と企業監督と一語になつてその面を研究してみようところ思つて居ります。

18番～これは納入じやなくて徴収と云うことですが、この173条は納入と云う事になれば、結局はつきりしないかと思つて居りますが、例えれば税金なんかは銀行とか或は相互金庫とかか、納税所とか納入所とか取扱い所とか云うふうにあります、その場合のそれ別個の立派にしておられるのか。

総務課長～この方はですか、175条の3項と云うのは公金の徴収、若しくは支出の権限ですか、今那覇市の様な銀行を通じてやつて居るんですが、こう云うことはいわゆる権限を与えるんじゃないか、いわゆるその請める手続きにおいて直接いわゆる銀行の方で手続きをすると云うことで金融機関と云うのは1つのそう云うふうな金の送り受付ですか、そう云うふうな業務が1つの法的に認められた業務に

ないかどうか、そのへんを検討した事がありますか。

水道課長～これは公営企業ですから、法にふれるんじゃないかところ思っております。

18番～175条の3項ですか、

水道課長～いや、この請負制ですか、公営企業においては必ずしもどうしなればならないと云う事はない訳なんです、実際これを私とか或は公共団体とかにそう云うものに請負させて公金を徴収させると云う場合にどう云う方法でやると云う事はつきりした線が示めされてない訳です。だから個人とか、団体に請負制にして公金を任せると云うことは現在においては不可能じゃないかところ思っております。

18番～不可能であると思う、と云う事じゃなくしてこの法はですか、175条の3項と云うのはつきり出来ないと云う事であるのか、或は又本島内においてそう云った制度を設けた事があるかどうか、例えば団体、個人とありますが、税務所とか那覇市のあたりは納税所とか、銀行とか、或はその他機関にですか委託した所もあるか聞いておりますが、その場合はどう云う法に基いてやつているか、これやはりこの3項に該当するのそのへんを？。もし調査研究されておるんだつたら御説明願います。

水道課長～税の徴収と云うのは、これは源水で175条の但し書で委任することも出来る様になつて居りますが、原則としては公金の取扱いは出来ないと思ひますが但し書で公営企業においてはそう云う取扱いは可能であると云う事になる訳ですが、然しそれを取扱う場合にどう云う方法でやると云うふうにやりなさい。明示されていないだからそこを今度の政府と企業監督署と一諮になつてその面を研究してみようところ思つている訳であります。

18番～これは納入じゃなくて徴収と云うことですが、この173条は納入と云う事になれば、結局はできるんじゃないかと思ひますが、例えば税金なんかは銀行とか或は相互金庫とか農協あたり、納税所とか納入所とか取扱所とか云うふうにあります、その場合のそれと別個の立場にしておるのか、

総務課長～この方はですか、175条の3項と云うのは公金の徴収、若しくは支出の権限ですか、今那覇市の様な銀行を通じてやつているんですが、こう云うことはいわゆる権限を与えるんじゃないか、いわゆるその納める手続きにおいて直接いわゆる窓口の方で手続きをすると云うことで金融機関と云うのは1つのそう云うような金の送り受付ですか、そう云うような業務が1つの法的に認められた業務に

なっておりますか、その法的に認められた業務行為を通して納税の方法をすると云う事でありまして、175条3項の適用じやない訳です。本人が納入するのをですか、例えば郵便局を通して郵政法によつてこれをやるとか、或は直接納入すると云う~~それ~~その銀行とかそう云う所に徴収とか支~~出~~と~~そのもの~~の権限を~~与えられた~~と徴収の為に与えられたと云う事にならないですか。

18番～市町村長は徴税人を任命する事が出来ますか。その場合任命すれば別にそう云つたものは関係ないと思うんですが、任務が~~取~~及び~~ど~~云々~~ど~~取務ののですか、いわゆる任務取り扱いと云う事は方法によつて任命の力によつては出来るんじゃないかと云うように考えますが、

総務課長～徴税人の任命と云う事になりますと、これはいわゆる職務の分限であつて地方自治法で云ういわゆる任命にはならないんじゃないかと思ひます。その任務の中で徴税を担当すると云う事でありまして任命と云う場合にはやはり徴収事務をまとめる様な職員の任命しか出来ない訳です。今度は職員が公金を扱うと云うのは結局租税徴収法でもつてまた定款があるとそう云うふうなことであります。

議長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時02分)

10番～質問5は前もつて関連質問として終つておりますので6に移ります労働講義を年1回以上してもらいたいと市民から要望がありますが特に講義をやる場合には軍作業並に軍勤務の多い関係上布令116号について詳しい講義を望んで居りますが？

市長～この前も労働局の方から講義をもつて良く労働関係のこの講義を聞いて居りますが、御質問の要望に答えるには軍関係の問題について今後人事課にも交渉して1諸になつて聞こうしたいところ思つております。

9番～区画整理事業については既に計画は出来ておると思いますが、その認可はいつになりますか。

建設課長～9番議員さんの区画整理事業についてで御ざいますが、区画整理事業は、事業実施は認可後になつておりますので来年の3月と云うことになつております。それで実際の認可に当りまして1応計画を伴いますから事実上は計画は進めておる訳であります。それでこの認可がおけると云うことは1応権利者である地主の方々の調整をしましてそれが認可する訳であります。その中で特に細かい替置地と

なっておりますか、その法的に認められた業務行為を通して納税の方法をすと云う事でありまして、175条3項の適用じやない訳です。本人が納入するのをですか、例えば郵便局を通して郵政法によつてこれをやるとか、或は直接納入すると云うそれその銀行とかそう云う所に徴取とか支納とそのものの権限を与えられたと徴取の為に与えられたと云う事にならないですか。

18番～市町村長は徴税人を任命する事が出来ますか、その場合任命すれば別にそう云つたものは関係ないと思うんですが、任務の取扱いと云う方法と云う事によつて任命の力によつては出来るんじゃないかと云うように考えますが、

総務課長～徴税人の任命と云う事になりますと、これはいわゆる職務の分限であつて地方自治法で云ういわゆる任命にはならないんじゃないかと思ひます。その任務の中で徴税を担当すると云う事でありまして任命と云う場合にはやはり徴取事務をまとめる様な職員の任命しか出来ない訳です。今度は職員が公金を徴うと云うのは結局租税徴収法でもつてまた定義があるとそう云うふうなことであります。

議長～暫休憩致します。(午後3時00分)

議長～再開致します。(午後3時02分)

10番～質問は前もつて関連質問として終つておりますので6に移ります労働講義を年1回以上してもらいたいと市民から要望がありますが特に講義をやる場合には軍作業並に軍労務の多い関係上布令116号について詳しい講師を望んで居りますが？

市長～この前も労働局の方から講座をもつて良く労働関係のこう演会を開いて居りますか、御質問の要望に答えるには軍関係の問題について今後人事課にも交渉して1諸になつて聞こうしたいところ思つて居ります。

9番～区画整理事業については既に計画は出来ておると思いますが、その認可はいつになりますか。

建設課長～9番議員さんの区画整理事業についてで御さいますが、区画整理事業は、事業実施は認可後になつておりますので来年の3月と云うことになつております。それで実際の認可に当りまして1応計画を伴いますから事実上は計画は進めておる訳であります。それでこの認可がおりると云うことは1応権利者である地主の方々の調整をしましてそれが認可する訳であります。その中で特に細かい替費地と

か云う様な問題については認可には出来ないと御座りまして、そう云つた所が向こうの方で査定になる訳であります。そうすると事業認可までには大体3分か4分の仕事量は進めて行かなければ認可まで持つて行けないと云うことで御座います。だから事実上は作業は進めて行く訳で御座います。実際の開始となりますと、これは認可なつて後正式な手続によつて地主に対しても通知を発送する様になつて御座います。以上であります。

9 番～ 市民としては、一体区画整理は何時頃から始まるかと仕事に行つた場合に早めに事業をするのに簡単に行くと思つていますが、これが長びけば長びく区画整理がむつかしくなつて行くと思つたので早めにやつてもらふ様お願い致します。

10 番～ 私の質問の2番で御座いますが先程お伺い致しましたので、読む事を承諾致します。市長さんの答弁において起債をおこして事業を推進すると云うお考えがあると返答されましたのでその時期についてお伺いします。

建設課長～ 2番の御質問の起債の件で御座いますが、これは現在本市で考へている起債と云いますのは区画整理事業を起債によつてやりたいと考へて御座います。その起債は特別会計による地元負担金を抵当にして起債をしこの負担する金額を前償すると云うか好になる訳であります。起債の方法は銀行との関係も御座いますが事業年度一杯借りて年次償還で返済すると？。

10 番～ 私の質問はこの時期いつ頃から出来るかと云う訳です。時期です。

建設課長～ その時期に付ましては認可後になると思つています。それでこれは必要がありますからつきりは申し上げられません。

10 番～ 法定決定後でなければ出来ない訳ですか。

建設課長～ 1応それは？。

10 番～ たとへその組合がです。担保を提供し市の財産に名義を変えて担保を提供しても、いわゆる法定決定後でなければ出来ないですか。

建設課長～ この場合は金額がこの担保になる所の土地でござりますが、その数字がはつきりしない限り起債の方向に持つて行けない訳ではありません。

10 番～ 結局法定決定後でないと出来ないと云う事に変更はない訳ですか。

か云う様な問題については認可には出来ない訳でありまして、そう云つた所が向こうの方で査定になる訳であります。そうすると事業認可までには大体3分か4分の仕事量は進めて行かなければ認可まで持つて行けないと云うことで御さいます。だから事実上は作業を進めて行く訳で御さいます。實際の開始となりますと、これは認可なつて後正式な手続によつて地主に対しても通知を発送する様になつております。以上であります。

9 番～ 住民としては、一体区画整理は何時頃から始まるかと仕事に行つた場合に早めに事業をするのに簡単に行くと思つていますが、これが長びけば長びく程区画整理がむつかしくなつて行くと思つたので早めにやつてもらふ様お願いします。

10 番～ 私の質問の2番で御さいます先程お伺い致しましたので、読む事を承諾致します。市長さんの答弁において起債をおこして事業を推進すると云うお考えがあると返答されましたのでその時期についてお伺いします。

建設課長～ 2番の御質問の起債の件で御さいます。これは現在本市で考へている起債と云いますのは区画整理事業を起債によつてやりたいと考へております。その起債は特別会計による地元負担金を抵当にして起債をしこの負担する金額を前借すると云うか好になる訳であります。起債の方法は銀行との関係も御さいますか事業年度一杯借りて年次償還で返済すると？。

10 番～ 私の質問はこの時期いつ頃から出来るかと云う訳です。時期です。

建設課長～ その時期に付ましては認可後になると思つた。それでこれは必要がありますからいつかは申し上げられません。

10 番～ 法定決定後でなければ出来ない訳ですか。

建設課長～ 1応それは？。

10 番～ たとへその組合がです。租税を提供し市の財産に名義を変えて租税を提供しても、いわゆる法定決定後でなければ出来ないですか。

建設課長～ この場合は金額がこの租税になる所の土地でございまして、その数字がはつきりしない限り起債の方向に持つて行けない訳であります。

10 番～ 結局法定決定後でないと出来ないと云う事に變りはない訳ですか。

建設課長～たとへば起債をする場合にしますと、發所の方うで測量し、そして又これが財産としてうたわれた場合に対象になると云う訳であります。

10番～若しそう云うものがあつたとした場合その陳審は整つておりますか

建設課長～現在の段階ではそれに当る人員は充分整つてはいない訳であります。

10番～いわゆるまだ整つていないと云うことであれば、いわゆる次年度において、人員を増さにやならん、今の人員でもいわゆる出来ないと云う見解に立たれるんだつたら、いわゆる次年度内にはこう云う事をも出来ないと云う事になる訳ですか。

建設課長～陳審の問題であります。これは事業が発足して、その事業によつて事業の大きさ、時限、こう云うものを勘案して人員も与えていく訳であります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議 長～再開致します。(午後3時16分)

11番～御質問致します。1番目の6年前となつておりますが、これは1957年であります。1957年前滿非滿分地の賣賣料が1圓だけ各部落に配分されその後配当されたことがありませんが市の財源として入れるべきか、関係部落に配分すべきか、法的見解を問う他市町村はどうなつて居りますか、御質問致します。

市 長～これは市の財源として市の予算に入れるべきだところ思います。前に配ると云うお話がありました。土地代現金の配分と云うよりは補助金を部落に出したんじゃないかところ思います。他の市町村の場合でも歩合でこれを分配している話は聞いて居りません。私の考えでは現金を配るよりも事業として部落の市の予算でもつて事業して上げるのが適当じゃないかところ思つております。

11番～只今の市長の答弁では法的に市の収入に繰り入れるべきであると云う御答弁で御座いますけれども、57年に1圓配分したと云うのはどこに理由がありますか、法的にどうなつておりますか、1圓だけ配分したと云う理由を御説明願います。

市 長～今助費が度をはずしてこれについてはよく聞いておりませんが、やつたとすれば金を分配したのではなしに何かの事情があつて交付金として出して居るところ思います。

建設課長～たとへば起債をする場合にしますと、役所の方で測量し、そして又これが財産としてうたわれた場合に対象になると云う訳であります。

10番～若しそう云うものがあつたとした場合その陳容は整つておりますか

建設課長～現在の段階ではそれに当る人員は充分整つてはいない訳であります。

10番～いわゆるまだ整つていないと云うことであれば、いわゆる次年度において、人員を増さにやならん。今の人員でもいわゆる出来ないと云う見解に立たれるんだつたら、いわゆる次年度内にはこう云う事をも出来ないと云う事になる訳ですか。

建設課長～陳容の問題ではありますが、これは事業が発足して、その事業によつて事業の大きさ、時限、こう云うものを勘案して人員も与えていく訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議長～再開致します。(午後3時16分)

11番～御質問致します。1番目の6年前となつておりますが、これは1957年であります。1957年前瀬非瀬分地の賃賃料が1回だけ各部落に配分されその後配当されたことがありませんが市の財源として入れるべきか、関係部落に配分すべきか、法的見解を問う他市町村はどうなつて居りますか、御質問致します。

市長～これは市の財源として市の予算に入れるべきだところ思います。前に配ると云うお話しがありましたが、土地代現金の配分と云うよりは補助金を部落に出したんじゃないかところ思います。他の市町村の場合でも歩合でこれを分配している話は聞いて居りません。私の考えでは現金を配るよりも事業として部落の市の予算でもつて事業して上げるのが適当じゃないかところ思つております。

11番～只今の市長の答弁では法的に市の収入に繰り入れるべきであると云う御答弁で御致しますけれども、57年に1回配分したと云うのはどこに理由がありますか、法的にどうなつておりますか、1回だけ配分したと云う理由を御説明願います。

市長～今助役が席をはずしてこれについてはよく聞いておりませんが、やつたとすれば金を分配したのではなしに何かの事情があつて交付金として出して居るところ思います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時19分)

議 長～再開致します。(午後3時21分)

11番～2番目に移ります。市長は事業はやりたいのだが、自己財源がとぼしく困るとよくおつしやいますが、今後自己財源だけにたよらず政府の補助金その他起債の方法で事業計画しそれが実現に努力すべく意志がありますか。

市 長～おつしやる通りに補助金それから必要によつて起債もしてやり度いと思つて居ります。

11番～御意志はある訳ですか。

市 長～はい。

11番～それじやありましたら計画だけじやなくして任期中に準備出来る様にして具体的に説明してもらいたいと思います。

市 長～これは非常にむづかしいんですが、と申しますのは、まず政府の補助金がどの程度出されるか、又起債にもつて行くべき事業の中で先に課長が云われた様に認可を受けて法の手続まで地主も承諾させてどの程度までこれを進めるかと云う四ヶ年間にどれだけと云う分量は今はずきり申上げられないと云う訳であります。

11番～任期中に実現可能な事業としては全然認めない訳ですか。

市 長～全然じやなくて事と次第によつてと予定はありますけれども、これが今年のもので今決まつたのは、一般土木の事業としては先申上げました排水や或は農道それから青小堀の排水工事の予定、次年度においても、真栄原の橋のか設等がありますが、これだけは出きると云うことははずきり申上げておきます。尚その他の事業については先お話しした火そう場の問題でも、三ヶ市村の話合いによつては出来るんじゃないかと思つております。

11番～4番5番は前に御答弁が御さいましたので良くわかつておりま~~す~~んが3番目の件につきまして御要望申上げたいと思います。前から政府の補助金獲得につきましては、相当質疑が出されておりますけれども、私今の考え方は政府或は弁務官あたりに対しての市長のこましがちよつと弱いと云う感じを受けております。どつちかと申しますと政府、弁務官は、市長は多分わかかつておるんじゃないかと云う感じをもつております。特に宜野湾市は市に昇格致しましてまだ1ヶ年しかたつておりません。これからと云う所でありまして

議 長～暫休憩致します。(午後3時19分)

議 長～再開致します。(午後3時21分)

11番～2番目に移ります。市長は事業はやりたいのだが、自己財源がとぼしく困るとよくおっしゃいますが、今後自己財源だけにたよらず政府の補助金その他起債の方法で事業計画しそれが実現に努力すべく意志がありますか。

市 長～おっしゃる通りに補助金それから必要によつて起債もしてやり度いと思つて居ります。

11番～御意志はある訳ですか。

市 長～はい。

11番～それじやありましたら計画だけじやなくして任期中に準備出来る様にして具体的に説明してもらいたいと思ひます。

市 長～これは非常にむづかしいんですが、と申しますのは、まず政府の補助金がどの程度出されるか、又起債にもつて行くべき事業の中で先に課長が云われた様に認可を受けて法の手続まで地主も承諾させてどの程度までこれを進めるかと云う四ヶ年間にどれだけと云う分量は今はずきり申上げられないと云う訳であります。

11番～任期中に実現可能な事業としては全然認めない訳ですか。

市 長～全然じやなくて事と次第によつてと予定はありますけれども、これが今年のもので今決まつたのは、一般土木の事業としては先申上げました排水や或は農道それから青小堀の排水工事の予定、次年度においても、真栄原の橋のか設等がありますが、これだけは生きるとうこととははずきり申上げておきます。尚その他の事業については先お話しました火そう場の問題でも、三ヶ市村の話し合いによつては出来るんじゃないかと思つております。

11番～4番5番は前に御答弁が御さいましたので良くわかつておりませんが3番目の件につきまして御要望申上げたいと思ひます。前から政府の補助金獲得につきましては、相当質疑が出されておりますけれども、私今の考え方では政府或は弁務官あたりに対しての市長のこしがちよつと弱いと云う感じを受けております。どつちかと申しますと政府、弁務官は、市長は多分わかかつておるんじゃないかと云う感じをもつもんであります。特に宜野湾市は市に昇格致しましてまだ1ヶ年しかたつておりません。これからと云う所でありますので

どうかそう云つた政府あたりの補助金程に当りましては積極的に誠意を發揮なされまして、その獲得に万金を期して戴きます様お願い致します。

議長～進行致します。

12番～現在、地目が畑になつておりまして、そしてその地目が道路に使用されている道が若かん市内にはあると思いますが、このつぶれ地まで固定資産税が課せられていると聞いております。将来市として測量などしてこの道路に使用されているつぶれ地等については免税する考えがあるかどうか、又速かに補償をなし、そして市の認定によりまして、市によつて管理されるべきだと思ふが当局はどうお考えですか、

市長～これにつきましては、私は免税すべきだと思います。それからそれをそのまま全部市の管理に置くことは検討を要する問題だと思います。

12番～そうしますと、免税すべきではあるとおつしやつておりますが、現在は課せられて居るのいつころからそれを実施されますか。

市長～それから前にも普天間の解放地にそう云う所があると云うので免税すべきだと云う話がありましたが実際にはまだ免税までは行つておりません。

12番～普天間中学校附近において非行児によるほう力事件が発生して、子供達をおびやかしていると聞いておりますが、市長は教青委員としてもこの事件を知つておられますか。

市長～聞いております。それで10日程前全市の校長、教頭、教青委員一踏になつての青英進行会の席上で教青委員会からも、生徒としての学校生活であるところの生活指導面には充分気を配つてそして特に学校においての指導かん議については其の通りにしてもらいたい1応朝学校へ行つて帰るまでは学校で生徒をすべてけががない様に問題違ひをおこさない様にかん護すべき責任は学校にあると思ふので勝手に校外にも外出させない様にしてもらいたいと云う事を要望申上げてあります。

12番～市長がお聞きになつたのは被褥でのほう力発生ですか。

市長～何んでも寝業を終えて清掃をしている時に校外でけんかをしてケガさせたと云う話してありました。

12番～私が知つておるのは放課後ですか、家に帰るその道中で御座います

どうかそう云つた政府あたりの補助金獲に当りましては積極的に誠意を発揮なされまして、その獲得に方全を期して載きます様お願い致します。

議長～進行致します。

12番～現在、地面が畑になつておりまして、そしてその地目が道路に使用されている道が若かん市内にはあると思いますが、このつぶれ地まで固定資産税が課せられていると聞いております。将来市として測量などしてこの道路に使用されているつぶれ地等については免税する考えがあるかどうか、又速かに補償をなし、そして市の認定によりまして、市によつて管理されるべきだと思ふが当局はどうお考えですか。

市長～これにつきましては、私は免税すべきだと思ひます。それからそれをそのまま全部市の管理に置くことは検討を要する問題だと思ひます。

12番～そうしますと、免税すべきではあるとおつしやつておりますが、現在は課せられて居るのにいつごろからそれを実施されますか。

市長～それから前にも普天間の解放地にそう云う所があると云うので免税すべきだと云う話がありましたが実際にはまだ免税までは行つておりません。

12番～普天間中学校附近において非行児によるほう力事件が発生して、子供達をおびやかしていると聞いておりますが、市長は教育委員としてもこの事件を知つておられますか。

市長～聞いております。それで10日程前全市の校長、教頭、教育委員一諸になつての青英進歩会の席上で教育委員会からも、生徒としての学校生活であるところの生活指導面には充分気を配つてそして特に学校においての指導かん護については次の通りにしてもらいたい1応朝学校へ行つて帰るまでは学校で生徒をすべてけががない様に問題違ひをおこさない様にかん護すべき責任は学校にあると思ふので勝手に校外にも外出させん様にしてもらいたいと云う事を要望上げてあります。

12番～市長がお聞きになつたのは校内的のほう力発生ですか。

市長～何んでも獲業を終えて清掃をしている時に校外でけんかをしてけがさせたと云う話してあります。

12番～私が知つておるのは放課後ですか、家に帰るその道中で御さいます

その点はお聞きなされておられませんか。野嵩入口から普天間中学への近道は御座いますが、道路が悪い為に迂回して通学している現状で御座います。その通学路を改善して子供達の便宜を計つてのいわけがあるべきと私は思考して居ります。この問題についてどう考へておられますか。又先申上げた為の事件も野嵩から通ずる所の中学校までの間に行なわれております。その点を申添えます。

市長～道路を調査して若し早急に修理する箇所があればやりたいと思ひます。

議長～暫休致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時31分)

10番～只今の大川議員から提出されました野嵩から中学校までの道路を私からも早めに工事をして載く様御要望申上ります。

議長～進行致します。

12番～部計については先程から論議されておるので省き度いと思ひます。今後当局としましては、質問に対しては只答弁するだけでなくして誠意を持つてこの質問に将来応えて載せたく様お願い並に希望を申上げまして質問を終ります。

15番～かん害対策について質問致します。かん害による市民の生活は予想以上に被害を受けておりますが、次の点について質問致します。飲料水の供給や貯水地の保護施設等はどうかつておりますか、もう一つ農作物や家畜等の被害は具体的に調査なされておりますか、もし調査なされておりましたら説明して載きたい。かん害による生活手立や世帯も出ると予想されておりますが、調査は進められておりますか、以上の様なかん害に対する緊急対策はどの様に計画され又予算はどうかつておるか、さらに恒久対策はどの様に計画されておりますか御質問致します。

市長～飲料水については水道課長の方で現況、施設の状況を説明してもらひます。それから農作物の被害状況については経済課長の方からその状況の説明を願ひます。補給車のことについては農務課長の方から説明させます。以上のかん害に対する対策の計画は先に示した通り交付金による所の予算も計上してあります。それから恒久対策については今後特に飲料水と致しましては5号線1層の方どうして今後承かんばつがあつても毎年車で運搬して給水すると云う事がない様に今後新しい年度でここに計画して水道を施設していきたい。尚この問題については政府にもお願いして水源を確保してもらひたいと思ひます。

その点はお聞きなされておられませんか。野嵩入口から普天間中学への近道は御さいますが、道路が悪い為に遠回りして通学している現状で御さいます。その通学路を改善して子供達の便宜を計つてのいわゆる心があるべきと私は思考して居ります。この問題についてどう考えておられますか。又先申上げたあの事件も野嵩から通ずる所の中学校までの間に行なわれております。その点を申添えます。

市長～道路を調査して若し早急に修理する箇所があればやりたいと思いません。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時31分)

10番～只今の太川議員から提出されました野嵩から中学校までの道路を私からも早めに工事をして載く様御要望申上ります。

議長～進行致します。

12番～都計については先程から論議されておるので省き度いと思ひます。今後当局としましては、質問に対しては只答弁するだけでなくして誠意を持つてこの質問に将来応えて載きたく様お願い並に希望を申上りまして質問を終ります。

15番～かん害対策について質問致します。かん害による市民の生活は予想以上に被害を受けておりますが、次の点について質問致します。飲料水の供給や貯水地の保護施設等はどうかつておられますか、もう一つ農作物や家畜等の被害は具体的に調査なされておられますか。もし調査なされておりましたら説明して載きたい。かん害による生活キウ者世帯も出ると予想されておられますが、調査は進められておられますか、以上の様なかん害に対する緊急対策はどの様に計画され又予算はどうかつておるか、さらに恒久対策はどの様に計画されておられますか御質問致します。

市長～飲料水については水道課長の方で現況、施設の状況を説明してもらひます。それから農作物の被害状況については経済課長の方からその状況の説明を願ひます。補給車のことについては総務課長の方から説明させます。以上の早害に対する対策の計画は先に示した通り交付金による所の予算も計上してあります。それから恒久対策については今後特に飲料水と致しましては5号線1帯の方どうしても今後手かんばつがあつても毎年車で運搬して給水すると云う事がない様に今後新しい年度でここに計画して水道を施設していきたい。尚この問題については政府にもお願いして水源を確保してもらひたいと思ひます。

水道課長～(イ)の御質問にお答え致します。飲料水の供給それから~~き~~^浄水地の保護施設で御さいますが飲料水の供給は6月4日から始めまして1,200ガロン入のバギーを駆使してトラック2台を借用致しまして後期まで連日給水を致しております。それでこれの平均が4,000人の9ヶ部落、4,000人の対象で御さいますが、1日当り1人3ガロンから5ガロンの給水をやっております。しかしながらそれ以上にマリニ岬からの直接のその応援が御さいまして3ガロンから5ガロンであります。それ以上の給水になつております。ほうふうで各部落に問い合わせまして今の所まに合つてゐるからと云う事でありまして2、3日間又突情を見て再開するつもりであります。それから伊佐浜の水源地の保護施設は去つた14日に建設事務所を通じて建設局に申請をしてこれが4,000\$の負担決定がなされたと云う事を先日聞いて又新しい設計書を添えて今日4部提出してあります。これは400\$の補助が確定しております。

経済課長～(ロ)の方から説明申し上げます。農作物家畜の被害調査はしてあります。その数字を申し上げます。まず農作物の被害であります。これは6月1日大体におきまして想定した損害であります。それではこの被害、金額被害率はその後の状況の変化によつて必ずしも固定化されるものじゃないと云うことを念頭において載きたいと思ひます。キビの方が植付面積が22,193アールになりまして被害額が47%被害金額にしまして\$16,8363イモの方が6745アール被害率は50%、金額が\$36423水稻が4354アール被害率が70%金額が\$16,458これはかん害だけじゃなくて、**寒波**の害によりまして量が足りなくて植付してない面積これを全部見張つてあります。それから大芋の方が480アールに90%の損害で\$1,296タバコの方が160アール70%の被害で2,116\$野さいの方が2500アール70%にしまして\$428,75合計しまして\$267,431と云う様な損害額と見積りしてあります。その内で1番被害が大い所の金額の大きいキビであります。これは丁度今がキビの最も生長期になつておりますので、今適当な降雨があれば大部損害は軽減されるもんだと思つております。それからちく産の被害であります。この方は直接かん害によつて喪失とか、こう云う様な損害は御さいません。いむわゆるそのかん害によつてシヤ頭数が減つたと云う事が家畜の被害だと見えております。これが12月末の頭数と現在の頭数を比較しますとこれはいむわゆる農産物に影響のある家畜だけ取り上げて申し上げますと、うしが12月の現在が282頭おりましたのが現在236頭、ぶたの方が12月に2350頭おるのが今2,220頭と云うふうになつております。しかしこの頭数全部がかん害によつてし料不足による被害だとは云えないと思つております。これは1つのいむわゆる出荷関係によつて後の購入の関係とか、こう云う問題もいくらかありますので、直接全部が全部この被害だとは云えませんが、かん害によつてし料難による頭数の減はあると考えられます。

水道課長～(イ)の御質問にお答え致します。飲料水の供給それからセイ水地の保護施設で御致しますが飲料水の供給は6月4日から始めまして1,200ガロン入のバージー機を輸入してトラツク2台を借用致しまして後明日まで連日給水を致しております。それでこれの平均が4,000人の9ヶ部落、4,000人の対象で御致しますが、1日当り1人3ガロンから5ガロンの給水をやっております。しかしながらそれ以上にマリン隊からの直接のその応援が御致します。3ガロンから5ガロンであります。それ以上の給水になっております。ばうふうで各部落に問い合せまして今の所まに合っているからと云う事でありまして2.3日間又突情を見て再開するつもりであります。それから伊佐浜の水源地の保護施設は去つた14日に建設事務所を通じて建運局に申請をしてこれが4,00\$の負担決定がなされたと云う事を先日聞いて又新しい設計書を添えて今日4分提出してあります。これは400\$の補助が確定しております。

経済課長～(ロ)の方から説明申し上げます。農作物家ちくの被害調査はしてあります。その数字を申し上げます。まず農作物の被害であります。これは6月1日大体におきまして想定した損害であります。それではこの被害。金額被害率はその後の状況の変化によつて必ずしも固定化されるもんじやないと云うことを念頭において載せたいと思ひます。キジの方が植付面積が22,193アールになりました。被害額が47%被害金額にして\$16,8363イモの方が6745アール被害率は50%、金額が\$36423水稻が4354アール被害率が70%金額が\$16,458これはかん害だけじゃなくして、~~泥~~土の害によりまして量が足りなくて植付してない面積これを全部見積つてあります。それから大ずの方が480アールに90%の損害で\$1,296タバコの方が160アール70%の被害で2,116\$野さいの方が2500アール70%にして\$428,75合計しまして\$267,431と云う様な損害額と見積りしてあります。その内で1番被害が大い所の金額の大きいキジであります。これは丁度今がキジの最も生長期になつておりますので、今適当な降雨があれば大部損害は軽減されるもんだと思つております。それからちく産の被害であります。この方は直接かん害によつて粟とか、こう云う様な損害は御さいません。いわゆるそのかん害によつてシヤ頭数が減つたと云う事が家ちくの被害だと見ておりますが、これが12月末の頭数と現在の頭数を比較しますとこれはいわゆる農産物に影響のある家ちくだけ取り上げて申し上げますと、うしが12月の現在が282頭おりましたのが現在は236頭、ぶたの方が12月に2350頭おるのが今2,220頭と云うふうになつておりますが、しかしこの頭数全部がかん害によつてし料不足による被害だとは云えないと思つております。これは1つのいわゆる出荷関係によつて後の購入の関係とか、こう云う問題もいくらかありますので、直接全部が全部この被害だとは云えませんが、かん害によつてし料難による頭数の減はあると考えられます。

是非考えてもらいたい事を要請致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時46分)

議長～再開致します。(午後3時47分)

4番～それだけのばく大な被害額を出しておりますが、1等に解決すると云う事は大変困難な問題でありまして、しかしながらいづれにしても恒久対策の1環ともして新年度においてもある程度の対策がなされなくちやいかんと云うふうに考えますが、施政方針の中でこの問題が取り上げられてない理由それから先程課長の説明によりますと家ちくにおいては大分減つてると云う御説明ですが、その施政方針の中では大分ちくのうしの頭数においても増しております。と云つた様な食い違いが出ておりますがそれについての御説明をお願い致します。

市長～かん管対策について施政方針に出してないのは、かん管対策は別に立てて予算を編成いたしましたので施政方針で主なるものを取り上げてこちらでやるものを片つばしから全部挙げると云うことは必要ないと云うのでこれは除くと、それからうしの頭数が前には殖えておるんだがかん管に入ってから減つてると云うことになつて居ると云うことになつて居るとこう思う訳であります。

4番～しからば、施政方針の中ではこう云つたのは非常に重大な問題だところ思つております。そこで他の事業はストツブしてでもこのかん管対策なるものがあられると云う事ですが、新年度においてはどの様な対策が支えられ、そしてその20万\$余り被害額に対しての関連する予算があるかどうか、予算が計上されているとそれについて御説明願います。

市長～20,000\$を補償、いわゆる？

4番～20,000\$余りの、

市長～今度の被害を救済すると云う予算はもつて居りません。只今後そう云うかん管が起つた場合はこの度の様に水をその部~~度~~運搬しては困るので恒久対策としては5号線一帯の飲料水の水道の配管を延長すると云う計画を新年度で進めたいと云う訳で被害を受けた方~~々~~への救済は今考えておりません。

4番～しからば政府においての政府施策として今度もこのかん管に対して大きな予算を受けるとそれでその予算によつてある程度の救済策や或はそれによる所の色々の恒久対策が講じられると云うふうに聞いておりますが市長と致しましてはこの20,000\$余りの損害額被

是非考えてもらいたい事を要望致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時46分)

議長～再開致します。(午後3時47分)

4 番～それだけのばく大な被害額を出しておりますが、1番に解決すると云う事は大変困難な問題でありまして、しかしながらいずれにしても恒久対策の1環とも新年度においてもある程度の対策がなされなくちやいかんと云うふうに考えますが、施政方針の中でこの問題が取り上げられてない理由それから先程議長の説明によりますと家ちくにおいても大分減つていると云う御説明ですが、その施政方針の中では大家ちくのうしの頭数においても増しております。と云つた様な食い違いが出ておりますがそれについての御説明をお願い致します。

市長～かん害対策について施政方針に出してないのは、かん害対策は別を立てて予算を編成いたしましたので施政方針で主なるものを取り上げてこちらでやるものを片つばしから全部挙げると云うことは必要ないと云うのでこれは除くと、それからうしの頭数が前には殖えておるんだがかん害に入つてから減つていると云うことになつておる云うことになつておると思う訳であります。

4 番～しからは、施政方針の中ではこう云つたのは非常に重大な問題だところ思つております。そこで他の事業はストツブしてでもこのかん害対策なるものがあられると云う事ですが、新年度においてはどの様な対策が支えられ、そしてその20万\$余り被害額に対しての関連する予算があるかどうか、予算が計上されているとそれについて御説明願います。

市長～20,000\$を補償、いわゆる？。

4 番～20,000 \$余りの。

市長～今度の被害を救済すると云う予算はもつて居りません。只今後そう云うかん害が起つた場合特にこの度の様に水をその都産運搬しては困るので恒久対策としては5号線一帯の飲料水の水道の配管を延長すると云う計画を新年度で進めたいと云う訳で被害を受けた方々への救済は今考えておりません。

4 番～しからは政府においての政府施策として今度もこのかん害に対して大きな予算を受けるとそれでその予算によつてある程度の救済策や或はそれによる所の色々の恒久対策が講じられると云うふうに聞いておりますが市長と致しましてはこの20,000\$余りの損害額被

害額に対しては別にこれから起り得るであろう所の対策を立てるん
であるのか、それについては別に救済策でも良いし或はその他色々
なそれに対する対策が講じられると云うふうな事も考えられますが
それについては別に対策はないと云うふうなことですか。

経済課長～今度のかん害に対する対策であります。これはもち論政府の施
策にも政府が当然なすべき事でありまして政府の方針としては大分そ
れはそれぞれやつていく様であります。先ずそれは損失の補償と
云う事はまず全然念頭においておりませんが対策としては生産と
手段としては、経済局の担当するとそれから生活困窮に對し
してはこれは、厚生局の担当すると云うふうに大体大まかに分けられ
ておりまして経済局が担当している所は種々對生手段の問題に對
しては緊急対策とそれからかん害根本的な対策としては恒久的な
ん害の施設の問題と云うものがあつて政府として一応種々の補助金を出
対策として種々対策としては政府として一応種々の補助金を出
すとそれからその外はほとんどこの七料なんかは融資の方になつて
いると云うふうに一応大まかな要綱は今政府の方で査定する場
皆さん方も御承知かと思ひますがあの要綱を見れば実施する場
どう云うふうに實際やのるか云う事になると全然あれで見
けられてない訳です。進められない訳です。その問題について
問題としていかなる方法でこの問題をやるのかと政府に問いた
た所が、いやこれは方針であつてその詳しい實際的なやり方につ
いては今又書を作成して送つてないけれど近い内に思つてお
れに基つて仕事をやつてもらいたいと云う事や答えてお
りますがその問題については色々立案するに当りまして改年
度予算を立案するに当りまして相当生産と云う様な意味から
を加へた訳であります。一番問題になりましては家畜のシロ
題であります。云つた家畜のシロがその日シロとそれから購入
がありまして色々シロは単一化されていなくて、まず仮にブタ
シロを粉シロみたいなもので全部まかすと云うならば非常
もやりやすいし、又方法も非常に簡単に行かなくて色々の
シロを購入して配合して自分でシロを作るとなればその購入
認とか或はそのシロの限定する訳にも行かないし、どうし
面において考えれば今度イモの糶に不足もあり、戦後實際
能な面としましては今度イモの糶に不足もあり、戦後實際
ておりますのでこの面は馬レイシを沢山植付する事によつて
策にも又一面シロ対策にもなるからと云う訳で今農協が種
ヨの購入申込みを取つておりますが、それを調べて見ますと
何ら変りはない訳です。この申込數量がそれから考えても
は特別かん害に対してどうしようとする対策がないと云う事から
考えまして、どうしてもこの際は馬レイシを沢山作つてもらわ

けりやいかんと思ひまして、市としましては500箱を購入しましてこれを置点約にかん管を受けた所に配分する様に次年度の予算に計上してあります。以上が市がなしうる所のかん管に対する対策であります。

4 番～通常の農業政策、通常の予算で計上される所の産業振興費ですか、それ以外の今度の特にそう云つた様な大きな被害も出来たら、この対策の1環として変つた所の或は又放助の予算面に多くこの被害対策に回すだけの予算が計上されて居りますか、通常並の予算であるのか。

市長～いわゆる産業経済面には今課長の説明の様にそう云う苗ですか、これが今度のかん管でもミヤ或は馬レイヨヨそう云う苗を配布すると云うのがふだんよりもふえている訳でありまして、水道においては今度5号線の施設がふえている訳であります。

4 番～その産廃費ですか、それを額にしていくらですか、通常の予算と変つていますか。

経済課長～2,200 \$です。

19番～かん管対策の問題を出してありますので関連問題として質問致します。水の問題でありますけれども水は飲料水又は農業用水と色々種類は御座いますけれども、現在いわゆる溜水川の水ですか。溜水においてはもう当てにならないと次に確保すべきものがこれに次いで地下水だと良く云われましますけれども市として現在その水の対策としていわゆる地下水の開発についてどの程度調査研究されておりますか、これ1点次に又上の地下水と云うのは湧水の事でありまして、更に掘り下げていわゆる地下水ボーリングの件であります。その資料これについては今行政府に相当の資料があると思つております、それを取りよせてどの程度研究されたか以上であります。

議長～只今の定刻4時であります、全日程はまだ終了しておりませんので時間を延長したいと思います、御異議をございませんか。

全員～異議なし。

議長～異議がありませんので時間を延長致します。

市長～只今の御質問にお答え致します。湧水については水道課長さんに前には皆さんから将来の自己水源による水道の資料としてその調査をやる様に話してありますが、まだそのまとまつた水源の報告はまだ受けておりません、それから地下水源いわゆるボーリングについてはありますが、政府や日本にまだ問いただしてないんですが、おそら

けりやいかんと思ひまして、市としましては500箱を購入しましてこれを重点的にかん管を受けた所に配分する様に次年度の予算に計上してあります。以上が市がなしうる所のかん管に対する対策であります。

4 番～通常の農業政策、通常の予算で計上される所の産業振興費ですか。それ以外の今度の特にそう云つた様な大きな被害も出来たら、この対策の1環として受つた所の或は又救助の予算面に多くこの被害対策に回すだけの予算が計上されて居りますか。通常並の予算であるのか。

市長～いわゆる産業経済面には今課長の説明の様にそう云う筈ですか、これが今度のかん管でもミヤ或は馬レイシユそう云う筈を配管すると云うのがふだんよりもふえている訳でありまして、水道においては今度5号線の施設がふえている訳であります。

4 番～その産業費ですか。それを額にしていくらですか。通常の予算と變つていますか。

経済課長～2,200 万です。

19 番～かん管対策の問題を出してありますので関連質問として質問致します。水の問題でありますけれども水は飲料水又は農業用水と色々種類は御ざいますけれども、現在いわゆる溜水川の水ですか。溜水においてはもう当てにならないと次に確保すべきものがこれに次に地下水だと良く云われますけれども市として現在その水の対策としていわゆる地下水の開発についてどの程度調査研究されておりますか、これ1点次に又上の地下水と云うのは湧水の事でありまして、更に掘り下げていわゆる地下水ボーリングの件であります。その資料かれこれについては今行政府に相当の資料があると思つております。それを取りよせてどの程度研究されたか以上であります。

議長～只今の定刻4時であります。全日程はまだ終了しておりませんので時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

全員～異議なし。

議長～異議がありませんので時間を延長致します。

市長～只今の御質問にお答え致します。湧水については水道課長さんに前に皆さんから将来の自己水源による水道の資料としてその調査をやる様に話してありますが、まだそのまとまつた水源の報告はまだ受けておりません。それから地下水源いわゆるボーリングについてありますが、政府や日本にまだ問いたたしてないんですが、おそら

く宜野湾市内にボーリングとしての調査はまだやられておらんじやないかところ思っております。それで今是非政府にもお願いしてその水脈探知の機械はあるそうありますがそれによつて1号調査をしてそこへボーリングをやつてみたいところ思っております。問題は1号線沿い、いわゆる海岸地帯にはわく水も多いんですが、最も困るのは5号線地帯であります。この辺に水脈でもあれば幸いだがところ思っております。

13番～私が申上げるのはボーリングをすると云うのは大体に考えておりますと申しますのはこの水脈探知機によるボーリングと云いますと大変これは浅いです。いわゆる貯留水です。もつと地下水となればです。この辺で大体1番深くない所にある粘板岩ですか。それが大体300から600尺位あるんです。それを更に今度何ですか。農耕地と云いますか、向うは仮りにあの辺でボーリングをする事によつて農業用水に非常に役立つ訳です。まあ云つたものを計画すれば相当効果があるんじゃないかところ考えている訳です。ですか。らしていわゆるボーリングをする場合においてはどうしても地質を調査するか。土質調査やないです。市の地質調査と云うのはちやんと出来ていないはずで、こうしたものを取りよせてですか。これの資料を研究されたかと云う意味であります。これはまだの様であります。かいら1ツそう云つたものを取り寄せて早めに研究やつて下さい。このいわゆるふく溜水の件であります。これは色々年寄の話を聞きまといわゆる市長さんのお宅の付近でも湧るだろうところ云つたものですか。ある程度調査をさせて云つたかん筈がある場合に利用できる様なですか。いわゆる施設出来たいもんかどうか云つた様な調査面の件で御座います。1ツこう云つた点も考慮に入れて、只単に飲料水と云う問題じゃなくして、いわゆる農業用水の面も考慮に入れて地下水の開発並に湧流水の開発と云う事をして載きたい事をお願い申上げます。

14番～水道公社が常時給水の不履行又は都合によつて生ずる法的或は財政的責任はどうなるのか。

市長～その点は水道公社との契約で天災地変によるものの断水については公社も経済的にもその責任を負わないと云うふうにお互いで契約を交わしてありますので、法的にも財政的にも非常にこの責任をおいなさいとは云えないんじゃないかところ思います。

15番～その方はメーターで取水した分だけを払つておる訳ですか。それとも自損的な基本料金と云うのがある訳ですか。いわゆる使わなくても払うと云う？

水道課長～親メーターによる使用料だけを払つております。

く宜野湾市内にボーリングとしての調査はまだやられておらんじやないかところ思っております。それで今度是非政府にもお願いしてその水探知の機械はあるそうありますがそれによつて1応査定をしてそこへボーリングをやつてみたいところ思っております。問題は1号線沿い、いわゆる海岸地帯にはわく水も多いんですが、最も困るのは5号線地帯であります、この辺に水探でもあれば幸いだがところ思っております。

13番～私が申上げるのはボーリングをすると云うのは大体に考えておりますと申しますのはこの水探知機によるボーリングと云いますと大変これは浅いです、いわゆる貯留水です。もつと地下水となればですこの辺で大体1番真浅い所にある粘板岩ですか。それが大体300から600尺位あるんです。それを更に今度何ですか、農耕地と云いますか、向うは仮りにあの辺でボーリングをする事によつて農業カン水に非常に役立つ訳です。あつたものをです計画すれば相当効果があるんじゃないかところ考えている訳です。ですからしていわゆるボーリングをする場合においてはどうしても地質でですか。土質ヨウじやないです。市の地質圖と云うのはちやんと出来てはいます。こうしたものを取りよせてですか。これの資料を研究されたかと云う意味であります。これはまだの様でありますから1ツそう云つたのを取り寄せて早めに研究やつて下さい。このいわゆるふく溜水の件であります、これは色々年寄の話も聞きますといわゆる市長さんのお宅の付近でも湧るだらうところ云つたものですか。ある程度調査をさせて云つたかん害がある場合に利用出来る種なですか。いわゆる施設出来ないもんかどう云つた様な調査面の件で御座います。1ツこう云つた点も考慮に入れて、只単に飲料水と云う問題じゃなくして、いわゆる農業用水の面も考慮に入れて地下水の開発並に湧流水の開発と云う事をして載きたい事をお願い申し上げます。

15番～水道公社が常時給水の不履行又は都合によつて生ずる法的或は財政的責任はどうなるのか、

市長～その点は水道公社との契約で天災地変によるところの断水については公社も経済的にもその責任を負わないと云うふうにお互いで契約を交わしてありますので、法的にも財政的にも非常にこの責任をおいなさいとは云えないんじゃないかところ思います。

15番～その方はメーターで取水した分だけを払つておる訳ですか。それとも自損的な基本料金と云うのがある訳ですか。いわゆる使わなくても払うと云う？

水道課長～親メーターによる使用料だけを払つております。

4 番～断水時の時にたまつたいわゆる空気が出る、これをですか1店^帯々^イ別々のメーターをどう云うふうにその空気料はです、どう勘案されるつもりですか、これ非常に問題があると思つて居るんですが、

水道課長～15番議員さんの4番目の御質問と関連すると思つて居ますが、

15番～4番ですが質問は、いわゆる今日の様な天災による場合でもいわゆるその条例通りやるのかです、そして特例をもうける考えは当局としてはないか、その質問のポイントはそこにあるのです、

水道課長～お答えします、今度の断水は直野湾岸の水道が陥つてこう云う長い期間の断水が続いづるんだが水道料は従来通り徴収するの意か、これは7、2年ぶりと云う天災で御ざいまして、この意味においで断水が続いていゝんだが水道料金は従来通り徴収するの意か、と云う御質問で御ざいりますが、私の方としましては基本水の量に立米で御ざいます、それでこれは断水しなくても基本水の量は毎1日貯蓄されておりましたが、断水した後は水が止まるので、それとておられる基今本料金はこの際に変わらずに通常の3割に減らして、誰かその間は使えないと云う方が相当な理由が思つて居るんですが、その中に今1番議員さんからお話がありました様な所もあると思つて居るんですが、天災で御ざいますので、少ない基本水に於いては互に公平にこの水道事業の負担を基本料金に於いて持つて戴いておると云う様な料金が御ざいます場合は特にならざるを得ない事は、前2ヶ月分を特においで断水の前2ヶ月分を参酌して勘案して、その断水の期間の料金を金額を決めて行きたいと思つて居ります。

15番～いわゆるこの特例条例を作るとかこう云つた様な考えはないと云うことですか、

水道課長～そうです。

8 番～この断水と云う問題が出て居りますが、これについてちよつとお尋ねしたい、現在は夕方5時から11時までが水出てる訳ですが、何れにせよ市民の便

4 番～断水時の時にたまたまいわゆる空気が出る、これをですか1応タイ
用家別のメーターをどう云うふうにその空気料はです、どう勘案さ
れるつもりですか、これ非常に問題があると思っております。

水道課長～15番議員さんの4番目の御質問と関連すると思っております。

15番～4番ですが質問は、いわゆる今日の様な天災による場合でもいわゆ
るその条例通りやるのかです、そして特例をもうける考えは当局と
してはないか、その質問のポイントはそこにあるのです。

水道課長～お答えします。今度の断水は宜野湾市の水道が始まってこう云う
長い期間の断水が続いてるんだが水道料金は従来は始めてで御ざ
いいますが、これは72年ぶりと云う天災で御ざいまして、この意味
において断水が続いているんだが水道料金は従来通り徴収するの
と云う御質問で御ざいますが、私の方としましては基本水量が8立
米で御ざいます。それでこれは断水しなくても基本水量の8立法米
まで使えない人も沢山おられる訳なんです。それで今度断水が毎日続
いておりますがほとんどの人が何時までかは水が止まるので1応貯
めておこうと云う事でこれを今の8立法米を30日1ヶ月に割当て
ますと大体ドラムカンの1本半位いになる訳なんです。それでや
ねより8立法米より下つてもややこれに近い水量は使っておられる
んじゃないかと云う様な推定をしておる訳なんです。それでこの基
本料金はこの際はずらに超過の分に対して、確かその調査は今
まで相当の20立法とか、或は30立法使った人でもそれまで使え
ないと云う方々が相当置おられると思っております。その中には今19
番議員さんからお話がありました様にメーターが確かにその中の空気
で固まっている様な所もあると思われまして、それでこの際までに見
て天災で御ざいますので、少ない基本水量においてはお互い公平に
この水道事業の負担を基本料金においては持つて載いてそして超過
料金、云えばこう云う空気によつてメーターが固まっていると云う様
な点が御ざいます場合には特殊な事がありましたら水道条例の水道
料金のメーターが故障した場合には、前2ヶ月分の推定使用料をも
つて参照をすところ云う規定も御ざいますので、特に変わった家
ていにおいては前2ヶ月分を参照して勘案してそしてこの断水の時期
の料金を金額を決めて行きたいと思っております。

15番～いわゆるこの特例条例を作るとかこう云つた様な考えはないと云う
ことですか。

水道課長～そうです。

8 番～この断水と云う問題が出ておりますが、これについてちよつとお尋
ねしたい。現在は夕方5時から11時までが水出ている訳ですか
後はもう完全にストップしている訳ですが、何れにせよ市民の或る

の便宜、衛生面から考えまして断水の時間をいわゆる朝屋晩の食専
時間中は出してもらつて、その他は断水をすると云う様な計画は出
きないものか、それから5時から11時までには完全に断水している
かどうか聞く所によると北中の石平側はしよつ中水が出るんだと、
そう云つたことはないかどうか。

水道課長～この断水の計画については詳しく各関係市町村に知らされてお
りません。直接これは、キヤウエーでもつて、軍がボストン
ジヤがこの断水の計画を水道公社の方へ要求したと云う返
答でありまして、その面では全然タツ手しないから云う返
答でありまして、それでお近中早速水道公社を通じてその方
解明したいと思つております。今のは5時から11時までと云
う事は許されておられません。この断水の問題に対しては、コ
宜野湾、浦添、那覇、関係水道事業を行っている関係市町村の断
水についても、軍が石田さんが話された様に小さいパイプで
水内でも直軍の16インチの管が通っている所を引いて、
市内でもその家の族、米家族の100件あたり、その外に
伊佐の2時間出ている所もある。同じ断水の時は、何せパイ
プの係に電話をかけたが、今度はその米人の苦情は、今
向こうにはない云う様な責任の転嫁みない事を云われて今
困っている様な状態です。この面はつきりさせます。

8 番～今先の喜友名とか、或は石平とか小さい20寸パイプから引いた所
の部落は24時間出ている訳ですか。そうすると、これは知らない
から良い様なものが段々分られてから20寸パイプから引
けば4.6時間中水が出るんだと云うことになれば困るんじやない
かと良心的にはいけないと思うが、こう思う訳であります。そこ
で聞いておられますか。

水道課長～別にありません。

議 長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議 長～再開致します。(午後4時19分)

の便宜、衛生面から考えまして断水の時間をいわゆる朝昼晩の食事時間中は出してもらつて、その他は断水をすると云う様な計画は出さなれないものか、それから5時から11時までには完全に断水しているかどうか聞く所によると北中の石平側はしよつ中水が出るんだと、そう云つたことはないかどうか。

水道課長～この断水の計画については詳しく各関係市町村に知らされておられません。直接これは、キヤラウイー指令でもつて、軍がポストインシンヤがこの断水の計画をしてやつております。それでこちらとしましてはその面で詳しい計画を水道公社の方へ要求しました。水道公社の方でもそれに全然タリチしてないからわからないと云う返答であります。それで近い中早達水道公社を通じてその方計画をう説明したいと思つております。今の所は5時から11時までと云う時間給水は続けられて別に朝・昼・晩の時間を間に合わせてやると云う事は許可されておられません。この断水の問題に対しては、コザ宜野湾・湍添・那覇・関係水道事業を行なっている関係市町村の断水について、軍がそう云うふうに取り扱つている訳で御座います。その中でも、今石田さんが話されました様に特に小さなパイプで給水をしている直接軍の16インチにつながつている所は現に宜野湾市内でもある訳なんです。喜友名の米人住宅街に行つている100件そこそここの家族、米人家族の貸住宅ですが、それに又その外に別伊佐かめ助さんが請負つている100件あまりの2ヶ所位は特別にその2時間出ている箇所もある訳なんです。その面で水道公社に苦情を申込んであるんですが同じ断水の時間は同じ様に公平に調整は軍が取り扱つておりますので軍の方でも今度は水道公社から軍のポストインシンヤの電話番号も聞きまして、そこに米人の苦情の係に電話をかけさせたいんですが、今度はそう云う人間は又今度は向こうにはない云う様な責任の転嫁みたいな事を云われて今困つている様な状態です。この面ははつきりさせます。

8 番～今先の喜友名とか、或は石平とか小さい20寸パイプから引いた所の部落は24時間出ている訳ですか。そうすると、これは知らないから良い様なもののが段々分られて欲から20寸パイプから引けば4・6時間中水が出るんだと云うことになれば困るんじゃないかと良心的にはいけないと思つるが、こう思つてあります。そこら辺聞いておられませんか。

水道課長～別にありません。

議長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議長～再開致します。(午後4時19分)

15番～市民生活を良くするために御質問致します。物価値上がりや、重税のために働くものにとつては増々苦しくなり共かせぎをしなれば生活出来ない様な人達が沢山います。働く婦人のために市営の保育所託児所等をつくる計画がありますか。御質問致します。

市長～その点につきましては、政府の方でも、5ヶ年計画で各市村、書類を提出するように計画されておりますので特に今年においては、中部南部北部に一ヶ所づつ設置される様であります。次期当りに或は宜野湾市にもそれが設置されるかと願いますので、その場合とこれとマツチして充分検討をしよう云うものを設置して行きたいと思うのであります。

15番～それは見通はありますか、

市長～大体計画されております。政府の方でも発表しておりますので、どこに次は当るかは、まだ、とにかく5ヶ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云っております。

15番～市長さん自からは賛否なされたことはありませんか。

市長～まだ当っておりません。

15番～意志はある訳ですか。

市長～はい

~~総務課長～ちよつと補足申し上げますので、どこに次は当るかはまだとにかく5ヶ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云っております。~~

~~15番～市長さん~~

総務課長～ちよつと補足申し上げます。この件は今回の5ヶ所の決定については政府の主管局である厚生局のいわゆる所属の福祉託とかそう云う所の基点の場所でそう云う所で決定して、モデルケースとして今回は設置すると云うふうな何でも次年度からは、いわゆる市町村のぞうか、案によつて政府としてもそのうら付けて行きたいと云うふうなことをはつきり申し上げておりますので、市としてもどつちかと云えばあの5ヶ所の中で、那覇、コザを除いた市町村、市よりは、かえつて必要にしほられた場所だと思っておりますので、次年度当りからの政府の計画ですか、それには充分タイアツプして政府の方もその点は充分考慮することに一応事務担当者我々の所で連絡はついております。

15番～市民生活を良くするために御質問致します。物価値上がりや、重税のために働くものにとつては増々苦しくなり共かせぎをしなれば生活出来ない様な人達が沢山います。働く婦人のたのために市営の保育所託児所等をつくる計画がありますか。御質問します。

市長～その点につきましては、政府の方でも、5ヶ年計画で各市村、書類を提出するように計画されておりますので特に今年においては、中部南部北部に一ヶ所づつ設置される様であります。次回当りに或は宜野湾市にもそれが設置されるかと思っておりますので、その場合とこれとマツチして充分検討をしてう云うものを設置して行きたいところ思うのであります。

15番～それは見通はありますか。

市長～大体計画されております。政府の方でも発表しておりますので、どこに次は当るかは、まだ、とにかく5ヶ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云っております。

15番～市長さん自からは接衝なされたことはありませんか。

市長～まだ当っておりません。

15番～意志はある訳ですか。

市長～はい

総務課長～ちよつと補足申し上げますので、どこに次は当るかはまだとにかく5ヶ年以内には各市町村に設置したいと云うことは政府は云っております。

15番～市長さん自

総務課長～ちよつと補足申し上げます。この件は今回の5ヶ所の決定については政府の主管局である厚生局のいわゆる所属の福祉託とかそう云う所の基点の場所でそう云う所で決定して、モデルケースとして今回は設置すると云うふうな何で次年度からは、いわゆる市町村のですか、案によつて政府としてもそのうら付けて行きたいと云うふうなことはつきり申し上げておりますので、市としてもどつちかと云えばあの5ヶ所の中で、那覇、コザを除いた市町村、市よりは、かえつて必要性に示された場所だと思っておりますので、次年度当りからの政府の計画ですか。それには充分タイアツプして政府の方も又その点は充分考慮することに一応事務担当者の我々の所で連絡はついております。

15番～じや一応信頼することに致しまして(口)の方に入ります。低所得者が利用出来る市営住宅の建設、又は公営住宅誘致の計画はありませんか。

市長～公営住宅の件は先にもどなたからか質問がありました。この誘致は事業所の誘致ですか。

15番～それとてす市長さんの昨日の答弁からしますと云うとあくまでも財源獲得のための計画ですか。しかし、いわゆる政治的にこれをしなければどうにも出来ない様な人達が属するはずであります。私が質問致しておるのはいわゆる那覇で盛んにやっている様な高級アパートでなくてもよろしい。とにかく低所得者が利用出来る様な計画はないか、どうかを聞いております。質問がわからん訳ですか。

市長～そんなことは別にですか。いわゆる福し長屋みた様に前政府の方でやつておりました。貧困家ていにおいてのものは、今あれがなくなつておりますので、今の公営住宅法の案によつてやろうと云う考えしか思つておりません。福し長屋制度の何は今の所政府としても行なわれておりません。

15番～いや、私が聞いておるのは、政府としてじやなくして、市としてのですか、いわゆる $\$$ 10~20~30も出せばいくらかもある訳ですが、そうじやなしに最も生活に困っている人達でも利用出来る様な計画はないかどうかを聞いておる訳です。

市長～公営住宅を建設する場合においては出来るだけそう云う向きの住宅を建設したいと云う思つています。

15番～いわゆる低所得者でも利用出来る様なですか。(はい)
これは今市長自身としては計画はありますか。

市長～計画と云うと考えておると構想はあるんですが、まだ計画は出来上つておらない。

15番～どの位作つて、どの辺に大体場所は出来るんじゃないかと。

市長～これは、まだ坪数とか、盛とかと云う様なのは何ですが、どの辺に作りたいなと云うことは考えております。

15番～(ハ)の方は移ります。

~~市民の文化生活の向上のために青年、婦人、労働者の各方面から要望されておる文~~

15番～じや一応信頼することに致しまして(口)の方に入ります。低所得者が利用出来る市営住宅の建設、又は公営住宅誘致の計画はありませんか。

市長～公営住宅の件は先にもどなたからか質問がありました。この誘致は事業所の誘致ですか。

15番～それとです市長さんの昨日の答弁からしますと云うとあくまでも財源獲得のための計画ですか。しかし、いわゆる政治的にこれをしなければどうにも出来ない様な人達が居るはずであります。私が質問致しておるのはいわゆる那覇で盛んにやっている様な高級アパートでなくてもよろしい。とにかく低所得者が利用出来る様な計画はないか。どうかを聞いております。質問がわからん訳ですか。

市長～そんなことは別にですか。いわゆる福し長屋みた様に前政府の方でやっております。困窮者においてのものは、今あれがなくなっておりますので、今の公営住宅法の案によつてやろうと云う考えしか思っておりません。福し長屋制度の何は今の所政府としても行なわれておりません。

15番～いや、私が聞いておるのは、政府としてじやなくして、市としてのですか、いわゆる\$10~20~30も出せばいくらかもある訳ですが、そうじやなしに最も生活に困っている人達でも利用出来る様な計画はないかどうかを聞いておる訳です。

市長～公営住宅を建設する場合においては出来るだけそう云う向きの住宅を建設したいと云う思っています。

15番～いわゆる低所得者でも利用出来る様なですか。(はい)
これは今市長自身としては計画はありますか。

市長～計画と云うと考えておると構想はあるんですが、まだ計画は出来上つておらない。

15番～どの位作つて、どの辺に大体場所は出来るんじゃないかと。

市長～これは、まだ坪数とか、室とかと云う様なのは何ですが、どの辺に作りたいたいと云うことは考えております。

15番～(ハ)の方に移ります。
市民の文化生活的向上のために青年、婦人、労働者の各方面から要望されておる文

15番～これも、そんなら大いにその**施設**を**発揮**致しまして早目に作つても
らう様に御要望を申し上げまして私の質問を終わります。
(八)に移ります。市民の文化生活の向上のために青年、婦人労働者
の各方面から要望されておる文化センターとしての市民会館を作る
計画はありませんでしょうか。

市長～欲しいとは思っておりますけれども現実ににおいては、市庁舎の拡張
財源さえ見出すに非常に四苦八苦しておりますので、何とかして
将来はこれを**是非**もつと云う気持はありますけれども、現在の所こ
う云う計画を得る所の財源を見出すに困つておる状態でありませ

15番～これも、もち論市単独でやる場合には非常に財源的にどうしても無
理だと考えられますので、これもやはり政治的な大きな**犠牲**が必要
だと考えておりますので、先きの問題も、これも一様市長さんの手
腕にもかかると思っております。政治的な**犠牲**も持つて載
せたいことを御要望致しましてこの質問を終わります。
6番の質問に入ります。
登録された失業者は何名おりますか。失業対策事業の現況はどうな
つておりますか、又市としての補助はどの様にして行なつていま
すか御質問致します。

市長～その点については一応総務課長の方から説明させます。

総務課長～これは3点に分かれておりますが、一番始の第1点の方は、失業
対策に關係する、いわゆる關係法でもつて適確者として登録されたものが
その数が40名男7名、女33名適確者として登録されたものが
7名と33名で計40名であります。これについて上と補は申す
し上げますが、この方はいわゆる失業対策事業のその市町村に
るいわゆる分置、割合この方も他の事業でしたら、いわゆる工事主
体によつてなされるものでありますが、この失業対策事業は今年工
体じやなくして失業者の数が少ないによつて事業の割当ても決
まるまると云うふうなものでございまして一つ皆方からその一
この職業**斃**と云う意味の登録は是非市内の方で前年度に市長が誘
致運動をしまして出張所を設置してありますので、それを充分利用
して働く様にお知らせも願いたいと思っております。現在の登録は
上げた通りであります。それからもう一点は今年度のかかる一
つの対策としていわゆる雇用によつて極計を維持しておつた
轉に生活の困きゆうを生じておると云う方々も出て来ただけに失
対策面でもきゆう収めたいと云うふうなことも各町村を沢山の
が実数に近い登録者を出して云う面から登録したと云うふう
ておりますので一つ御協力をお願い致します。次の2点～3点に
ては直接事業担当である。

15番～これも、そんなら大いにその施勢を発揮致しまして早目に作つても
らう様に御要望を申し上げまして私の質問を終わります。

(八)に移ります。市民の文化生活の向上のために青年、婦人労働者
の各方面から要望されておる文化センターとしての市民会館を作る
計画はありませんでしょうか。

市長～欲しいとは思っておりますけれども現実においては、市庁舎の拡張
財源さえ見出すに非常に四苦八苦しておりますので、何とかして
将来はこれを提議もつと云う気持はありますけれども、現在の所こ
う云う計画を得る所の財源を見出すに困つておる状態であります。

15番～これも、もち論市単独でやる場合には非常に財源的にどうしても無
理だと考えられますので、これもやはり政治的な大きな接衝が必要
だと考えておりますので、先きの問題も、これも一様市長さんの手
うでにもかかると思っております。政治的な接衝も持つて載きたい
とを御要望致しましてこの質問を終わります。

6番の質問に入ります。

登録された失業者は何名おりますか。失業対策事業の現況はどうな
つておりますか、又市としての補助はどの様にして行なつていま
すか御質問致します。

市長～その点については一応総務課長の方から説明させます。

総務課長～これは3点に分かれておりますが、一番始の第1点の方は、失業
対策に係る、いわゆる関係法でもつて適確者として登録したも
のその数が40名男7名、女33名適確者として登録されたものが
7名と33名で計40名であります。これについてちよつと補足申
上げますが、この方はいわゆる失業対策事業のその市町村に対す
るいわゆる分量、割合この方も他の事業でしたら、いわゆる工事主
体によつてなされるものですが、この失業対策事業は今度は工事主
体じゃなくして失業者の数の多い少ないによつて事業の割当ても決
まると云うふうなものでございますので一つ皆様方からもその一様
この職業と云う意味の登録は是非市内の方に前年度に市長が誘
置運動をしまして出張所を設置してありますので、そこを充分利用
して載く様にお知らせも願いたいと思ひます。現在の登録は今申し
上げた通りであります。それからもう一点は今度のかん害対策の一
つの対策としていわゆる雇用によつて生計を維持しておつた方々
特に生活の困きゆうを生じておると云う方々も出来るだけこの失業
対策面でもきゆう収したいと云うふうなこと各市町村に突調査の
がまいつております。そう云う面からもどん々登録者を沢山実際
の突数に近い登録者を出して事業面の獲得もしたいと云うふう
に考えておりますので一つ御協力お願い致します。次の2点～3点に
ついては直接事業担当である。

建設課長～失業対策事業の現況でございますが、現在、本市におきましては、40に制度を一日交代で20名以内ずつ労働工事に働いております。それで人員の内容でございますが、男の方は一日4～5名、女の方が16名～15名と云うふうにして、勤務させて、それで今年度事業をやつたのは5ヶ所あります。その中には、長田の農道工事、菅天間地内の道路改修工事、神山の道路改修工事、真栄地区の道路改修工事、我如古の農道工事、その我如古の農道工事は、まだ9ヶ月程度でございます。それから真栄の方には75%でございます。以上が建設課で取り扱つておる失業対策事業の道路工事に対する現況でございます。

15番～これは、つまり日雇としてのそれとも何日間と云う様な期間をもうけてなさるのか、一日々を単位として計算している訳ですが、

総務課長～失業対策の場合には、そうであります。1日？

15番～これは日当になる訳ですか、

総務課長～そうです。

15番～額はどの位ですか、

建設課長～日当は政府でも決められておまして、大体\$0,80だつたと思ひます。

15番～政府のですか、(はい)

建設課長～基準があります。それによつてやつております。

15番～これは\$、80と云うのは1日にですか、1日8時間ですか、これは男ですか、女ですか、

建設課長～それからこの労働面の男女別にも

15番～男女別によるんですか、最低と最高どのぐらい開きがありますか、

建設課長～その方は今の所おぼえておりませんから、

15番～後でもいい訳ですが、そうするとこれは政府から出される金ですか、これだけですか、市としても補助する訳ですか、1日\$0,80でだつたら仕事をする人はいないでしょう、これは金センはどこで払う訳ですか、

建設課長～その支払は、役所の方でやつております。

建設課長～失業対策事業の現況でございますが、現在、本市におきましては、40に制度を一日交代で20名以内ずつ労働工事に働いております。それで人員の内容でございますが、男の方は一日4～5名女の方が16名～15名と云うふうにして、勤務させて、それで今年度事業をやつたのは5ヶ所あります。その中には、長田の農道工事普天間地内の道路改修工事神山の道路改修工事真栄原地区の道路改修工事我如古の農道工事その我如古の農道工事は、まだ9割程度でございます。それから真栄原の方は7割程度でございます。以上が建設課で取り扱つておる失対事業の道路工事に対する現況でございます。

15番～これは、つまり日雇としてのそれとも何日間と云う様な期間をもうけてなさるのか、一日々を単位として計算している訳ですが、

総務課長～失業対策の場合には、そうであります。1日？

15番～これは日当になる訳ですか、

総務課長～そうです。

15番～額はどの位ですか、

建設課長～日当は政府でも決められておまして、大体\$0.80だつたと思ひます。

15番～政府のですか、(はい)

建設課長～基準があります。それによつてやつております。

15番～これは\$0.80と云うのは1日にですか。1日8時間ですか、これは男ですか、女ですか、

建設課長～それからこの労働面の男女別にも

15番～男女別によるんですか、最低と最高どのぐらい開きがありますか、

建設課長～その方は今の所おぼえておりませんから、

15番～後でもいい訳ですが、そうするとこれは政府から出される金ですか、これだけですか、市としても補助する訳ですか。1日\$0.80でだつたら仕事をする人はいないでしょう。これは金ヅンはどこで払う訳ですか、

建設課長～その支払は、役所の方でやつております。

15番～役所で帰らんだつたら今すぐは出せないと云う訳ですか。

建設課長～資料持つておりませんので後でお答えします。

議 長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議 長～再開致します。(午後4時45分)

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉じること致します。尚次回は6月24日の午前10時より再開すること致します。

議 長～散会 (午後4時46分)

15番～役所で払うんだつたら今すぐは出せないと云う訳ですか。

建設課長～資料持つておりませんので後でお答えします。

議 長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議 長～再開致します。(午後4時45分)

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉じることに致します。尚次回は6月24日の午前10時より再開することに致します。

議 長～散会 (午後4時46分)